

## 神奈川県地域防災拠点運営委員会連絡協議会事務局からのお知らせ（依頼）

### 1 区ホームページでの各拠点訓練情報の掲載について（希望制）

各地域防災拠点の訓練日程等を区ホームページで公開できます。

訓練の参加者募集や他拠点の見学等により、今後の新たな取組や訓練の工夫につなげることができます。参加者や見学者の受け入れが可能で、掲載を希望される地域防災拠点におかれましては、区役所総務課までお知らせください。

#### （1）掲載する項目

拠点名、実施日、時間

※訓練内容は掲載しないため、日時等概要が決まり次第お知らせください。

#### （2）依頼方法

区役所総務課に連絡（電話、Eメール）または、参与、参与補助者を通じてお知らせください。

#### （3）その他

訓練内容について問い合わせがあった場合は、事務局が把握している範囲の情報を元に対応します。なお、必要に応じ、拠点運営委員におつなぎします。

### 2 地域防災拠点活動奨励助成金請求書への添付書類について

請求書に記載の口座情報に誤りがあった場合、振込手数料が重複して発生することがあります。振込手数料の値上げが続くなか、入金エラーが発生すると確保している事務局予算に不足が発生するため、昨年度より口座情報に変更があった拠点におかれましては、通帳の写し（口座情報がわかるもの）を添付いただきますようお願いいたします。

担当：神奈川県地域防災拠点連絡協議会事務局  
（神奈川県総務課） 江口、佐土原  
電話：045-411-7004  
F A X：045-324-5904  
E-mail:kg-bousai@city.yokohama.lg.jp

神 総 第 193 号  
令和 8 年 5 月 15 日

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川区総務課長

## 令和 8 年度地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用及び拡充配備の実施 及び備蓄品の誤配布防止に関する取組の徹底について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地域防災拠点（以下「拠点」という。）における備蓄品について、例年どおり、8月から9月頃に備蓄食料等の更新及び有効活用、1月から3月頃に拡充備蓄品の配備を行います。

また、昨年度の地域防災拠点運営訓練において、賞味期限が切れた備蓄品を誤配布する事案が発生したため、再発防止に向けた取組を徹底します。

つきましては、次の内容についてご協力くださいますようお願いいたします。

### 1 各拠点の備蓄品の更新等について

8月から9月頃にかけて、拠点に配備している備蓄品の更新（配送・回収）を行います。

#### (1) 配送・回収する備蓄品及び対象拠点

別紙 1 「8～9月頃に配送・回収する備蓄品一覧」のとおり

#### (2) 賞味期限切れの備蓄品の回収

例年、前年度の訓練で配布しきれなかった分など、賞味期限切れの備蓄品が拠点に残ってしまっている事例が確認されています。

誤配布の原因ともなってしまうため、賞味期限切れの備蓄品（地域防災課配備品に限る）が残置されている拠点におかれましては、**回答様式 1**に回収を希望する品目名及び箱数を記入いただき、**令和 8 年 7 月 3 日（金）までに、神奈川区防災担当までご提出をお願いします。**

**※ 誤回収防止のため、回収希望品には回収を希望する旨の貼紙等を付けて、1か所に集めておくようお願いします。**

### 2 備蓄品の有効活用について

更新を行う備蓄品のうち、対象品目については、拠点訓練等において配布するなど、有効活用へのご協力をお願いします。ご報告いただいた有効活用分の数量は拠点に残置します。

**※ 賞味期限切れの備蓄品が拠点に残ってしまうことを防ぐため、確実に使用する数量のみご報告ください。**

#### (1) 有効活用可能な備蓄品及び賞味期限

別紙 2 「有効活用可能な備蓄品一覧」のとおり

#### (2) 有効活用希望数等の報告

**回答様式 2**に「有効活用希望数」及び「有効活用（配布）予定日」を記入いただき、**令和 8 年 7 月 3 日（金）までに、神奈川区防災担当までご提出をお願いします。**

#### (3) 留意事項

有効活用する場合は、必ず1箱ずつ賞味期限をご確認ください。過去に、期限切れの備蓄品を誤って訓練参加者に配布してしまった事例もありますので、訓練等において参加者などへ配布する際にも、必ず賞味期限内であることを再度確認したうえで、配布をお願いします。

### 3 拡充する備蓄品の配備について

令和9年1月から3月頃にかけて、拡充する備蓄品の拠点への配送を行います。詳細は、別紙3「1～3月頃に配送する備蓄品」をご参照ください。

なお、前年度に希望する拠点に配送したパーティション【4㎡・約7㎡】及びコットについて、今年度購入分は全て方面別備蓄庫で保管します。

### 4 備蓄品に関する誤配布防止の取組の徹底について

昨年度の拠点訓練において、賞味期限が切れた備蓄品を誤配布する事案が発生しました。その後再発防止策を検討していたため年度途中で当該備蓄品の配布を急遽中止し、各拠点の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。誠に申し訳ありませんでした。

つきましては、賞味期限切れ備蓄品の誤配布の再発防止に向けて、次のとおりご依頼いたしますので、ご対応とご協力をお願いします。

#### (1) 賞味期限の確認の徹底

拠点訓練等の準備日及び当日は、回答様式3「備蓄品チェックシート」を活用し、必ず1箱ずつ賞味期限を確認したうえで配布してください。

#### (2) 備蓄品残数の報告

拠点訓練等の際に備蓄品の残数を記入いただいた回答様式3は、年度内の全拠点訓練等終了後、令和9年3月15日（月）までに神奈川県神奈川区防災担当までご提出をお願いします。

### 5 全体スケジュールについて

別紙4「拠点における備蓄品の更新等スケジュール」をご参照ください。

### 6 添付資料

(1) 依頼文別紙1～4

(2) 回答様式1～3

担当：神奈川県神奈川区総務課 江口、佐土原  
電話：045-411-7004  
F A X：045-324-5904  
E-mail:kg-bousai@city.yokohama.lg.jp

## 2026(令和8)年8～9月頃に配送する備蓄品一覧

種類	品目	外箱の ラベル色	配送対象の拠点
※箱数等の詳細は、7月末～8月上旬頃を目途に各区防災担当や参与等を通じてご案内予定です。			
食料	① 保存パン	【茶】	全拠点
	② おかゆ		
	③ クラッカー		
	④ ライスクッキー		
	⑤ スープ	【黒】	
	⑥ 粉ミルク	【青】	
	⑦ 液体ミルク		
生活用品	⑧ 簡易防犯カメラ 【所管：市民局地域防犯支援課】		一部拠点のみ (鶴見区、神奈川区、西区、中区の 計82拠点)
	⑨ 哺乳瓶・哺乳瓶(使い捨て)		
	⑩ 子供用おむつ(テープ・パンツタイプ)		
	⑪ 大人用おむつ(テープ・パンツタイプ)		
	⑫ 生理用品		
⑬ トイレパック 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	一部拠点のみ (鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、 保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、 緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、 泉区、瀬谷区の計368拠点)		

## 2026(令和8)年8～9月頃に回収する備蓄品一覧

種類	品目	製造・納入年度 【外箱のラベル色】	回収対象の拠点	有効活用 の可否
※箱数等の詳細は、7月末～8月上旬頃を目途に各区防災担当や参与等を通じてご案内予定です。				
飲食料	① 保存パン	<b>2021(令和3)年度 【赤】</b>	全拠点	可能 (詳細は 別紙2 参照)
	② おかゆ			
	③ クラッカー			
	④ ライスクッキー			
	⑤ スープ	<b>2022(令和4)年度 【青】</b>		
	⑥ 飲料水(水缶)	<b>2020(令和2)年度 【緑】</b>		
	⑦ 粉ミルク	<b>2025(令和7)年度 【赤】</b>		
	⑧ 液体ミルク	<b>2025(令和7)年度 【赤】</b>		
	⑨ アルコール消毒液	<b>2020(令和2)年度</b>		
生活用品	⑩ 哺乳瓶	<b>2019(令和元)年度</b>	一部拠点のみ (鶴見区、神奈川区、 西区、中区の計82拠点)	不可
	⑪ 子供用おむつ			
	⑫ 大人用おむつ			
	⑬ 生理用品			
	⑭ トイレパック 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	<b>2011(平成23)年度</b>	一部拠点のみ (鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、 保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、 青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区 の計368拠点)	
⑮ くみ取り式仮設トイレ(和式) 《予定》 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	<b>1995(平成7)～ 1998(平成10) 年度頃</b>	一部拠点のみ (神奈川区、西区、中区、磯子区の計68拠点) ※その他の拠点は来年度以降に回収予定		
その他	⑯ 賞味期限切れの備蓄品		該当拠点のみ	

## 【2026(令和8)年度】有効活用可能な備蓄品一覧

品目	賞味期限	製造・納入 年度	有効活用可能な 最大箱数		
※有効活用する際は、必ず1箱ずつ賞味期限をご確認ください。					
① 保存パン 	2027 (令和9)年 1月	2021 (令和3)年度	10箱 (20缶/箱)		
② おかゆ 			5箱 (20袋/箱)		
③ クラッカー 			3箱 (70袋/箱)		
④ ライスクッキー 			1箱 (20個/箱)		
⑤ スープ 			2027 (令和9)年 6月	2022 (令和4)年度	2箱 (45袋/箱)
⑥ 飲料水 (水缶) 			2027 (令和9)年 12月	2020 (令和2)年度	22箱 (24缶/箱)

## 2027(令和9)年1～3月頃に配送する備蓄品一覧

種類	品目	配送対象の拠点	
※箱数等の詳細は、12月～1月頃を目途に各区防災担当や参与等を通じてご案内予定です。 ※飲料水は更新分もアルミボトルに切り替えるため、更新分と拡充分をまとめて1～3月頃にかけて配送予定です。			
飲食料	① 飲料水（アルミボトル）	全拠点	
	② レトルト玄米食品		
	③ 栄養補助食品（栄養補助ゼリー）		
生活 用品 ・ 資機材	④ 身体ふき兼おしりふきシート		
	⑤ 歯みがきシート		
	⑥ エアマット		
	⑦ 「災害時の資源とごみの分け方・出し方」 ポスター 【所管：資源循環局業務課】		
	⑧ 下水直結式仮設トイレ男性用小便器 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】		一部拠点のみ （鶴見区・磯子区の一部の拠点、金沢区、港北区 の計91拠点） ※その他の拠点は来年度以降に配備予定
	⑨ くみ取り式仮設トイレ（テント式）《予定》 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】		一部拠点のみ （神奈川区、西区、中区、磯子区の計68拠点） ※その他の拠点は来年度以降に配備予定

# 【2026(令和8)年度】 備蓄品の更新等スケジュール（予定）

別紙4

品目	2026(令和8)年												2027(令和9)年			
	5月	6月		7月		8月	9月		10月	11月		12月	1月	2月		3月
	中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	
備蓄品の更新 (配送・回収)	【調査期間】					【実施期間】										
	備蓄品の更新・有効活用 7月中旬まで					8月中旬から9月末まで										
備蓄品の 有効活用・残数報告						【実施期間】										
						有効活用：「備蓄品の更新（配送・回収）完了時」から「各備蓄品の賞味期限」まで ⇒ 残数の報告期限：3月末まで										
拡充備蓄品 の配送													【実施期間】			
													1月頃から3月末まで			

回答様式 1

賞味期限切れの備蓄品の回収希望がある場合は、下表に記入のうえ、7月3日（金）までに、神奈川区防災担当までご提出ください

回収希望品目名等 (※地域防災課配備品に限る)	回収希望数 (箱単位でない場合は 「個」等の単位でご記入ください)
例) 保存パン(賞味期限:2025年1月)	2箱
	箱
	箱

回答様式 2

備蓄品の①有効活用希望数及び②有効活用予定日をご記入のうえ、7月3日（金）までに、神奈川区防災担当までご提出ください

①有効活用（訓練等での配布）希望数

①保存パン	②おかゆ	③クラッカー	④ライスクッキー	⑤スープ	⑥飲料水（水缶）
箱	箱	箱	箱	箱	箱

- ※ 有効活用を希望しない場合は、「0」とご記入ください。
- ※ 未記入の場合は、有効活用を希望しないものとして集計させていただきます。
- ※ 有効活用希望数を除いた分を、8～9月頃に回収します。

②有効活用（配布）予定日 令和 年 月 日

【回答者】

神奈川区

小・中学校地域防災拠点

氏名：

# 備蓄品配布チェックシート

## 【保存パン／1箱20缶入り】

拠点名：

小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	10	5	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	5	
例	11月1日	5	4箱 +バラ15缶	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	残数：未開封0箱+バラ5缶
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※  
 本チェックシートは、年度内の全拠点訓練等終了後、  
 令和9年3月15日（月）までに、神奈川区防災担当までご提出くだ  
 さい

# 備蓄品配布チェックシート 【おかゆ／1箱20袋入り】

拠点名：

小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	5	3	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	2	
例	11月1日	2	2	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※  
本チェックシートは、年度内の全拠点訓練等終了後、  
令和9年3月15日（月）までに、神奈川区防災担当までご提出くだ  
さい

## 備蓄品配布チェックシート 【クラッカー／1箱70袋入り】

拠点名：

小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	3	1	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	2	
例	11月1日	2	1 +バラ65袋	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	残数：未開封0箱+バラ5袋
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

**※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※**  
**本チェックシートは、年度内の全拠点訓練等終了後、**  
**令和9年3月15日（月）までに、神奈川区防災担当までご提出くだ**  
**さい**

# 備蓄品配布チェックシート 【ライスクッキー／1箱20個入り】

拠点名： 小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	1	1	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

**※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※**  
本チェックシートは、年度内の全拠点訓練等終了後、  
令和9年3月15日（月）までに、神奈川区防災担当までご提出くだ  
さい

# 備蓄品配布チェックシート 【スープ／1箱45袋入り】

拠点名：

小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	2	1	2027/6	<input checked="" type="checkbox"/>	1	
例	11月1日	1	バラ40袋	2027/6	<input checked="" type="checkbox"/>	0	残数：未開封0箱+バラ5袋
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

**※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※**  
**本チェックシートは、年度内の全拠点訓練等終了後、**  
**令和9年3月15日（月）までに、神奈川区防災担当までご提出くだ**  
**さい**

# 備蓄品配布チェックシート

## 【飲料水（水缶）／1箱24本入り】

拠点名：

小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	22	20	2027/12	<input checked="" type="checkbox"/>	2	
例	11月1日	2	2	2027/12	<input checked="" type="checkbox"/>	0	
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※  
本チェックシートは、年度内の全拠点訓練等終了後、  
令和9年3月15日（月）までに、神奈川区防災担当までご提出くだ  
さい

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川区総務課長

「地域防災拠点開設・運営マニュアル」の改正に向けた  
アンケート調査へのご協力のお願い（依頼）

日頃より横浜市防災行政の推進にご理解と多大なご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、令和 7 年 3 月に改定された「横浜市地震防災戦略（戦略の柱 2-施策 1 避難所環境の向上）」に加え、近年、国において避難所運営や災害対応に関する各種指針や通知等が示されていることを踏まえ、地域の実情等に応じた地域防災拠点（以下、「拠点」という。）の機能強化に向けた体制等の見直しを行っていくこととしています。

この取組の一環として、より実効性のある避難所運営体制を確保するため、横浜市として「地域防災拠点開設・運営マニュアル」（以下、「拠点運営マニュアル」という。）の改正を行うことといたしました。

拠点運営マニュアルの改正にあたっては、拠点運営委員会向けにアンケート調査を実施させていただき、地域防災拠点運営委員会の皆様のご意見をはじめ、拠点運営の実情や課題を踏まえ改正作業を行ってまいります。

つきましては、お手数おかけしてしまいますが、次の内容についてご協力くださいますようお願いいたします。

1 拠点運営委員会向けアンケート調査へのご協力のお願い

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』改正に向けた拠点運営委員会向けアンケート調査への回答をお願いいたします。

【回答方法】：横浜市電子申請・届出システムにより回答  
右記の二次元コードから回答をお願いします。



【回答期限】：令和 8 年 8 月 18 日（火）まで

2 拠点運営マニュアル改正に係るスケジュール及び実施内容（予定）

(1)	令和 8 年 5～6 月頃	令和 8 年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会での周知
(2)	令和 8 年 7～8 月頃	拠点アンケート実施期間
(3)	令和 8 年 8～11 月頃	拠点アンケート結果等を踏まえた拠点運営マニュアル改正作業
(4)	令和 8 年 12～1 月頃	(3)で作成したマニュアル（素案）についての拠点への意見照会
(5)	令和 8 年 2～3 月頃	(4)の意見照会結果を踏まえた拠点運営マニュアル改正作業
(6)	令和 9 年 5～6 月頃	令和 9 年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会にて、改正後の拠点運営マニュアルの周知
(7)	令和 9 年度中	改正後の拠点運営マニュアルの施行・運用開始

### 3 添付資料

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』改正に向けた拠点運営委員会向けアンケート調査  
回答票

- ※ 「1 拠点運営委員会向けアンケート調査へのご協力のお願い」でのご案内のとおり、アンケートは原則、電子申請・届出システムでの回答をお願いしておりますが、システムでの回答が困難な場合は、添付のアンケート調査様式をご活用いただき、下記連絡先までご提出ください。

【問合せ先】 神奈川区総務課

電 話 : 045-411-7004

E-mail : kg-bousai@city.yokohama.lg.jp

担当 : 江口、佐土原

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』改正に向けた  
拠点運営委員会向けアンケート調査

回答票

回答期限

令和8年8月18日（火）まで

回答拠点名： \_\_\_\_\_ 区

\_\_\_\_\_ 地域防災拠点

～はじめに～

## アンケート調査の趣旨・目的

本市では、令和7年3月に改定された「横浜市地震防災戦略」に基づき、地域の実情等に応じた地域防災拠点の機能強化を図るため、体制等の見直しを進めていくこととしています。

この取組の一環として、災害発生時において、より実効性の高い避難所運営体制を確保するため、『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』（以下「拠点運営マニュアル」という。）の改正を行います。

本マニュアルの改正にあたっては、日頃より拠点運営にご尽力いただいている拠点運営委員会の皆様のご意見に加え、皆様が日頃感じておられる拠点運営上の課題や地域の実情を把握し、改正内容に反映させることが重要であると考えています。

地域防災拠点を取り巻く環境や担い手の状況の変化を踏まえ、別紙の考え方とおおり拠点運営マニュアルの改正を考えております。ついては、アンケートを通じて、ご意見・ご提案をお伺いします。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解のうえ、アンケートへのご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

**【回答方法】**：横浜市電子申請・届出システムにより回答  
右記の二次元コードから回答をお願いします。



※アンケートは原則、電子申請・届出システムでの回答をお願いしておりますが、システムでの回答が困難な場合は、本アンケート調査様式をご活用いただき、●●区総務課防災担当までご提出ください。

本ページ以降が回答いただく設問になります。

問 1

以下の「地域防災拠点発足の経緯と今後のあり方」や「別紙」の考え方に基づいて、拠点運営マニュアルの内容を見直すという全体的な方向性について、どのようにお考えになりますか。

いずれかの選択肢に○をつけてください。

- 1 とても良いと思う
- 2 良いと思う
- 3 どちらかといえば良いと思う
- 4 どちらともいえない
- 5 どちらかといえば良いと思わない
- 6 良いと思わない
- 7 全く良いと思わない

## 地域防災拠点発足の経緯と今後のあり方

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災以降、本市ではこの地震を貴重な教訓とし、「行政にとって最も大切なのは、市民の生命と財産の安全を確保すること」という信念にもとづき、実践的な観点から地震対策を見直してきました。

平成7年4月、最初に実施した見直しが震災時避難場所の指定です。さらに、同年から震災時避難場所に指定された小中学校に防災備蓄庫を整備し、救助活動に必要な資機材のほか、乾パン、水缶詰等の食料を配備するなど、避難所としての機能に加え、情報受伝達や物資備蓄などの機能を持つ「地域防災拠点」としての整備を開始しました。

以降、現在までに計459カ所の地域防災拠点を整備するに至りました。

この地域防災拠点は、発足当初こそ上述の役割を果たす拠点として整備されてきましたが、一方で、近年の他都市での災害や社会的要請の変化等を踏まえると、地域防災拠点には、従来の役割に加え、要配慮者への対応、多様な避難ニーズへの配慮、長期化する避難生活への備えなど、より幅広く、きめ細かな対応が求められるようになっていきます。また、地域防災の担い手不足や高齢化などにより、拠点運営を取り巻く環境も発足当時から大きく変化してきています。

本市としては、このような社会環境の変化や国の指針等を踏まえ、地域防災拠点を改めて「①避難所」、「②物資集配」、「③情報受伝達」の3つの機能を持つ拠点として位置付け、本アンケート等により地域防災拠点運営委員会の皆様のご意見を踏まえながら、地域の実情等に応じた地域防災拠点の機能強化を行っていきます。

## 『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』の改正内容（案）について

整理番号	該当ページ マニュアル	現マニュアルにおける 改正対象となる 編名称、小項目名称	改正内容	考え方
1	P7	3. 開設準備編 「トイレ対策」	トイレ対策については、スフィア基準※の考え方を踏まえ、女性用と男性用の設置割合を3:1とすることを明記  ※スフィア基準：災害時に被災者の尊厳や安全に配慮した支援を行うための国際的な最低生活基準	内閣府から「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示され、スフィア基準の考え方を踏まえて、不足事項を追記する必要がある。
2	P19	4. 開設編 「救出救助活動」	役割整理について、救出救助活動を整理し、拠点の主任務を救護支援へ移行	地域防災拠点は、当初は救助資機材を整備し救助活動も担ってきたが、安全管理上の課題があるとともに、アンケート結果から資機材の不要性も明らかになり、運営環境は大きく変化している。 このため、今後は避難所運営を中心とした体制へ見直し、応急手当、健康・衛生管理の巡回、要援護者への個別支援など、救護支援を重視した役割への移行が必要である。
3	P21	4. 開設編 「男女のニーズの違い・性的少数者への配慮」「要援護者への対応」	配慮すべき事項として、男女等ニーズの違い、妊産婦・乳幼児、子ども、高齢者、外国人、障がい者、食物アレルギー保有者の項目を整理	地震防災戦略「柱2施策3配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援」に定める取組事項や、国の指針である「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、配慮事項の充実を図り、体系的に整理した上でマニュアルに位置づける必要がある。
4	P23	4. 開設編 「区割りの実施」	スペース区割りについて、スフィア基準の考え方を踏まえて、必要な生活スペース2㎡から3.5㎡へ修正	内閣府から「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示されたことを踏まえ、スフィア基準の考え方にに基づき、適正な数値へ修正する必要がある。
5	P25	4. 開設編 「ペット対策」	ペット対策は運営上必要な内容に絞り簡素化	事前の備えについては、「災害時のペット対策ガイドライン」（医療局動物愛護センター）で補完しつつ、避難所運営上必要な項目を整理・精査することが求められる。
6	P36	5. 運営編 「防犯対策～パトロールの実施」	新規導入する防犯カメラに関する項目追加	地震防災戦略「柱2施策1避難所環境の向上」に定める取組事項を踏まえ、避難所生活における防犯対策の向上をマニュアルに位置づける必要がある。
7	P57	7. 訓練編 「実践型訓練」「図上訓練」	本市や他都市の訓練に関する奏功事例を紹介	地震防災戦略「柱1施策1防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）」に定める取組事項を踏まえ、多様な意見やニーズを反映し、地域の実情に応じた実効性のある訓練を確保する必要がある。
8	P72 P79	8. 様式集 「様式第8号」「様式第15号」	「救出が必要とされる者に関する情報票（様式第8号）」、「避難者カード（兼 安否確認票）（様式第15号）」の記載項目等の整理	避難所運営に重点を置いた体制への見直しに伴う所要の整理および拠点運営に必要な避難者情報を整理する必要がある。
9	P87	9. データ集 「地域防災拠点の備蓄品」	地域防災拠点の備蓄品（一拠点あたりの配備数量）の時点更新	地域防災拠点に一律で配備している備蓄品の一覧を時点更新する必要がある。
10	新規	10. 参考資料 「参考資料」	各種内容を補完する関連資料を一覧化し、リンクにより参照できるように整理	文内容の理解および運用を補完するため、関連資料を一覧化し、リンクにより参照性を高める必要がある。

問 2

問 1 の回答を選択した理由をご記入ください。  
(自由記述)

問3 そのほか拠点運営マニュアルに関してお気づきの点やご意見等がございましたら、ご記入ください。(自由記述)

アンケートはこれで以上となります。お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。

ご不明点等ございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

**【問合せ先】** 防災・危機管理統括本部地域防災課

電 話：045-671-2011

E-mail：bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

※現行の『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』については下記をご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/chikitaisaku/manual/uncimanyuaru.html>

右記の二次元コードからもご覧いただけます。



神 総 第 193 号  
令和 8 年 5 月 15 日

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川区総務課長

令和 8 年度地域防災拠点運営研修の開催について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も地域防災拠点運営委員の方などを対象とした研修を実施します。別添の案内資料をご参照のうえ、ご参加くださいますようお願いいたします。

1 研修概要

地域防災拠点運営研修は、集合研修及び自宅学習編の 2 種類がございます。詳細は、別紙 1 及び別紙 2 をご参照ください。

(1) 集合研修

今年度は 1 拠点あたりの申込者数の制限は設けませんので、本研修への積極的な参加をお願いします。

(2) 自宅学習編

集合研修の受講が難しい方向けにご案内しているものですが、集合研修への参加・不参加にかかわらず、事前申込不要でどなたでも受講可能です。

2 添付資料

- (1) 別紙 1 「令和 8 年度地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内」
- (2) 別紙 2-1 「令和 8 年度地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内」
- (3) 別紙 2-2 「地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順」

担当：神奈川区総務課 江口、佐土原

電話：045-411-7004

F A X：045-324-5904

E-mail:kg-bousai@city.yokohama.lg.jp

# 令和 8 年度 地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難者、学校、行政の相互協力により運営されます。本研修を受講し、地域防災拠点の具体的な運営方法について学びましょう。

## 1 研修対象者

地域防災拠点運営委員及び地域防災拠点の運営に関心のある方

## 2 研修内容

### (1) 研修カリキュラム ※ 途中休憩あり

第1部	【講義】「地域防災拠点運営上の優先順位と対応」 講師：三輪 恒巳 氏、植村 博之 氏 (青葉区鴨志田緑小学校地域防災拠点運営委員)	講義を通して、避難所開設や運営のポイントを学びます。
第2部	【グループワーク】 「避難所運営の模擬体験をしよう」	図上訓練を通して、地域防災拠点で起きている出来事に対し、どのように対応するか学びます。

### (2) 開催日時・場所 ※ 第1～3回いずれも同じ内容です。ご都合の良い日を選んでお申し込みください。

	日程	時間	場所	定員
第1回	8月8日(土)	9:30~12:30	横浜市民防災センター	約60名
第2回	8月29日(土)	9:30~12:30	青葉区役所	約60名
第3回	9月12日(土)	9:30~12:30	磯子区役所	約60名

## 3 お申し込み方法

「横浜市電子申請・届出システム」によりお申し込みください。

「二次元コード」又は「インターネット検索」によりアクセスいただき、所属する地域防災拠点名や受講希望日（第3希望日まで選択可能）、メールアドレス等の必要事項を入力の上、お申し込みください。

#### 【二次元コード】



#### 【インターネット検索】

横浜市 地域防災拠点運営研修 検索

インターネット検索で、「地域防災拠点運営研修」のウェブサイトへアクセスいただき、お申し込みください。

**申込期限：令和8年7月22日(水)16時まで**

- ※ 先着順ではありませんので、注意事項や入力内容をよくご確認のうえ、お申し込みください。
- ※ 申込多数の場合は、第2、第3希望日とさせていただくか、抽選とさせていただきます。
- ※ 申込みの重複にご注意ください。また、申込完了後は、システムの都合上、申込内容の変更・取消しができません。申込内容の変更・取消し等をご希望の場合は、「5 お問合せ先」の担当までご相談ください。
- ※ 「横浜市電子申請・届出システム」による申込みが難しい場合は、「5 お問合せ先」までご相談ください。

## 4 申込者への受講決定連絡

7月31日頃、横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課から、受講日時、会場、当日の持ち物等を記載した「受講決定メール」をお送りします。

「受講決定メール」の受信をもって、本研修の受講が確定します。

申込み時のメールアドレスに誤りがあると、「受講決定メール」をお送りすることができません。申込みの際は、必ず正しいメールアドレスを入力していただきますようお願いします。

※ ドメイン「@city.yokohama.lg.jp」の受信が可能なアドレスでお申し込みください。

※ 抽選に外れてしまった方に対しても、別途メールでご連絡します。

## 5 お問い合わせ先

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課（金子、帆高、小野）

電話番号：045-671-2011

## 6 その他

### (1) 画像等の取扱い

研修の様子を動画・静止画撮影し、広報等のために使用させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### (2) 個人情報の取扱い

収集した個人情報は、本人の許可なく本研修以外の目的では使用しません。

### (3) 男女ニーズの違いに配慮した防災研修

8月8日（土）及び9月12日（土）の午後は同会場にて、男女ニーズの違いに配慮した防災研修も開催します。詳しくは、市民局国際平和・ダイバーシティ推進課のホームページをご覧ください。

### (4) 開催中止

当日午前7時の時点で「警報」又は「特別警報」等が横浜市域に発令されている場合は、本研修は中止とします。警報等の発令状況については、「横浜市防災情報ポータル」にてご確認ください。

### 【横浜市防災情報ポータル】

二次元コード又はインターネット検索によりアクセスしてください。



横浜市防災情報ポータル

検索

## 令和 8 年度 地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内

『地域防災拠点運営研修（集合研修）』の受講が難しい方や、予定が合わず参加できなかった方などは、是非、自宅学習編の受講をご検討ください。

### 1 研修対象者

どなたでも受講可能（事前申込不要）

### 2 受講方法

「よこはま防災 e-パーク」で受講

「よこはま防災 e-パーク」は、時間や場所にとらわれることなく、動画等により身近に防災を学べるウェブサイトです。

具体的な受講手順は、別紙「自宅学習編 受講手順」をご覧ください。

「よこはま防災 e-パーク」へは、次の「二次元コード」又は「インターネット検索」からアクセスしてください。



【二次元コード】



【インターネット検索】

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

### 3 受講可能期間

通年受講可能（ウェブサイトのメンテナンス時等の場合を除く。）

### 4 お問い合わせ先

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課（金子、帆高、小野）

電話番号：045-671-2011

## 地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順

①「よこはま防災 e-パーク」のホームページをお開きください。



②トップページを下にスクロールし、「学習コンテンツを選ぼう！」の中から、「研修」カテゴリーの「地域防災拠点運営研修」ボタンを押してください。



③「ログイン」又は「新規登録」から受講が可能です。

**新規登録・ログイン**

---

### 登録なしで自由に関覧する方

コンテンツ内にある動画やミニテストを自由に関覧することができます。  
※学習履歴の保存（受講状況の確認）や修了証を発行することは、出来ません。  
学習履歴の保存や修了証を発行する場合は、新規登録又はログインしてください。

**自由閲覧**

### ログイン

ニックネーム

パスワード

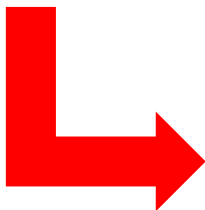
**ログイン**

### 初めての方(新規登録)

新規登録していただくことで、学習履歴の保存（受講状況の確認）や修了証の発行ができます。

[新規登録の方法はこちら](#)

**新規登録**



「新規登録」を希望する場合は、右の画面で必要事項を入力の上、ご登録ください。

**新規登録①**

---

### 新規登録

よこはま防災e-パークに利用登録いただくことで、受講状況の確認（学習履歴の一時保存）や修了証の発行ができます。利用規約をお読みの上でご登録ください。

※ニックネーム (ID) とパスワードは、必ずお控えください。  
※ニックネーム (ID) 及びパスワードを忘れた場合は、再度、新規登録をお願いします。  
※修了証の発行には、登録が必要です。(団体発行する場合は、代表者の登録が必要)

ニックネーム   
他の利用者と同じお名前 (ID) は使えません

パスワード   
パスワードは英数小文字混合8文字以上で設定してください。

お住まいの区  ▼


**登録する**

- ④「地域防災拠点運営研修」ページが開いたら、「地域防災拠点の運営について」ボタンを押してください。


**地域防災拠点運営研修**

---


「地域防災拠点運営研修」では、拠点運営の基本を身に付けるとともに、地域防災拠点を含めた地域全体の防災力の強化を図ることを目的としています。




地域防災拠点  
の運営について



在宅避難について



多様な避難



要援護者支援

- ⑤『横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2）』の動画をご視聴ください。

**地域防災拠点運営研修**

---

 **地域防災拠点の運営について** 

◀ 横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2） ▶

**STEP 1**

動画で学びましょう。



「避難者はお客様ではありません」

班・担当の割り振り

YouTube

⑥動画視聴完了後、ミニテストをご受講ください。全3問のクイズに回答後、「次のクイズへ」ボタンを押すと、次の動画のページが表示されます。

STEP

2

動画で学んだ内容をミニテストで復習しましょう。

スタート

STEP

2

クイズに挑戦

問題1



避難者が地域防災拠点に避難してきた際、受付で避難者カードを記入してもらうが、物資や情報を受け取りに来た自宅で避難生活を送る人（在宅避難者）には、避難者カードを記入してもらう必要はない。



次のクイズへ

⑦『地域防災拠点の開設・運営について（2/2）』の動画をご視聴ください。

STEP  
1

動画で学びましょう。



地域防災拠点の開設・運営について  
女性の視点を盛り込んだ避難所づくり

見る YouTube

※「▶」ボタンを押して、1つ目の動画から2つ目の動画にページを切り替えることが可能です。

地域防災拠点の運営について

横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル (1/2)

clear ▶

STEP  
1

動画で学びましょう。



横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル  
班・担当の割り振り

- ⑧動画視聴完了後、ミニテストをご受講ください。全3問のクイズに回答後、「戻る」ボタンを押してください。

戻る

- ⑨ ④～⑧と同様の手順で、「在宅避難について」、「多様な避難」、「要援護者支援」のコースもご受講ください。  
(各コースの受講が完了すると、ボタンにメダルマークが表示されます。)

### 地域防災拠点運営研修

「地域防災拠点運営研修」では、拠点運営の基本を身に付けるとともに、地域防災拠点を含めた地域全体の防災力の強化を図ることを目的としています。



地域防災拠点の運営について

在宅避難について

多様な避難

要援護者支援

修了証をもらう(個人)

修了証をもらう(団体)

アンケートはこちら

地域防災拠点運営研修に関するお問い合わせはこちら

- ⑩全コースの受講が完了すると、修了証の発行が可能となります。修了証は、個人又は団体でまとめて発行することができます。

## (1) 個人で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(個人)」ボタンを押してください。

自分の名前を入力して、修了証をもらう

行政区 鶴見区

団体名 ■■地域防災拠点

名前 横浜 太郎

修了証をもらう

行政区、団体名、名前を入力し、「修了証をもらう」ボタンを押してください。



修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。

## (2) 団体で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(団体)」ボタンを押してください。

行政区 鶴見区

団体名 ■■地域防災拠点

団体名で修了証を発行

一人ずつ発行したい場合はこちらに入力してください  
※行政区・団体名は必須事項になります

名前1 横浜 太郎 名前11

名前2 横浜 花子 名前12

名前を追加する

修了証をもらう

行政区、団体名、名前を入力し、「修了証をもらう(①)」又は「団体名で修了証を発行(②)」ボタンを押してください。

### 【注意】

団体で修了証を発行する場合は、システムの都合上、入力できる団体名が8文字以内となります。

9文字以上の団体名を入力したい場合は、「修了証をもらう(個人)」ボタンから、修了証の発行をお願いします。

①名前を入力した複数の受講者の修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。

②行政区、団体名のみ記載された修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。



神 総 第 193 号  
令和 8 年 5 月 15 日

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川区総務課長

令和 8 年度災害時避難者向けWi-Fiの接続・運用訓練の実施について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度に横浜市立小中学校に設置された教育用Wi-Fi設備について、災害時の避難所・避難場所として開設する際にも使用できるようになり、以降、希望のあった地域防災拠点（以下、「拠点」という。）において、訓練等の際に接続・運用訓練を実施できるよう整備しています。

つきましては、Wi-Fi接続・運用訓練の実施を希望する拠点におかれましては、次のとおりご報告くださいますようお願いいたします。

#### 1 実施可能日

拠点から実施希望があった日

※ 各拠点におけるWi-Fiの接続・運用訓練の可否は、別紙 1 「令和 8 年度地域防災拠点Wi-Fi接続可否リスト」をご参照ください。

#### 2 実施日の連絡方法

別紙 2 「Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票」に実施拠点名、実施希望日を記入いただき、神奈川区防災担当までご提出をお願いします。

#### 3 連絡票の提出期限

実施希望日が確定次第、適宜提出してください。

ただし、訓練の実施にあたっては、事前に教育委員会事務局教育DX推進課にアクセスポイント開放の依頼を行う必要があるため、実施希望日の 21 日前までに提出をお願いします。

#### 4 添付資料

- (1) 別紙 1 令和 8 年度地域防災拠点Wi-Fi接続可否リスト
- (2) 別紙 2 Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票
- (3) 別紙 3 Wi-Fi接続方法（拠点運営マニュアルから抜粋）

担当：神奈川区総務課 江口、佐土原

電話：045-411-7004

F A X：045-324-5904

E-mail:kg-bousai@city.yokohama.lg.jp

No.	拠点名称	拠点区	Wi-Fi接続可否	
1	三ツ沢小学校	神奈川区	可	
2	青木小学校	神奈川区	可	
3	二谷小学校	神奈川区	可	
4	幸ヶ谷小学校	神奈川区	可	
5	浦島小学校	神奈川区	可	
6	子安小学校	神奈川区	可	
7	白幡小学校	神奈川区	可	
8	神橋小学校	神奈川区	可	
9	菅田の丘小学校	神奈川区	可	
10	西寺尾小学校	神奈川区	可	
11	西寺尾第二小学校	神奈川区	可	
12	大口台小学校	神奈川区	可	
13	斎藤分小学校	神奈川区	可	
14	神奈川小学校	神奈川区	可	
15	神大寺小学校	神奈川区	可	
16	中丸小学校	神奈川区	可	
17	羽沢小学校	神奈川区	可	
18	旧菅田小学校	神奈川区	不可	廃校
19	南神大寺小学校	神奈川区	可	
20	栗田谷中学校	神奈川区	可	
21	浦島丘中学校	神奈川区	可	
22	錦台中学校	神奈川区	可	
23	神奈川中学校	神奈川区	可	
24	松本中学校	神奈川区	可	
25	六角橋中学校	神奈川区	可	

令和 年 月 日

## Wi-Fi 接続・運用訓練実施連絡票

Wi-Fi 接続・運用訓練の実施について、次のとおり連絡します。

### 【実施拠点名】

神奈川区 地域防災拠点

### 【実施希望日】

令和 年 月 日 ( )

## 【別紙3】Wi-Fi接続方法（拠点運営マニュアルから抜粋）

### 「災害時避難者向けWi-Fiの運用」

横浜市立学校において地域防災拠点が開設され、一定期間開設が継続することが見込まれ、市災害対策本部が必要と認めた場合に、該当する地域防災拠点を指定することで、避難者向けWi-Fiが使用できます。

#### ① 提供SSID

「YY\_NET-SAIGAI」

#### ② 接続方法例

(1) 端末のWi-Fi機能を有効。

(2) 「YY\_NET-SAIGAI」と表示されているSSIDを選択すると接続可能。

※パスワードの入力は不要。

※無線方式でのみ接続が可能。

※体育館での同時接続端末台数の目安は1アクセスポイントあたり約40台。

通常2アクセスポイントがあるため約80台。

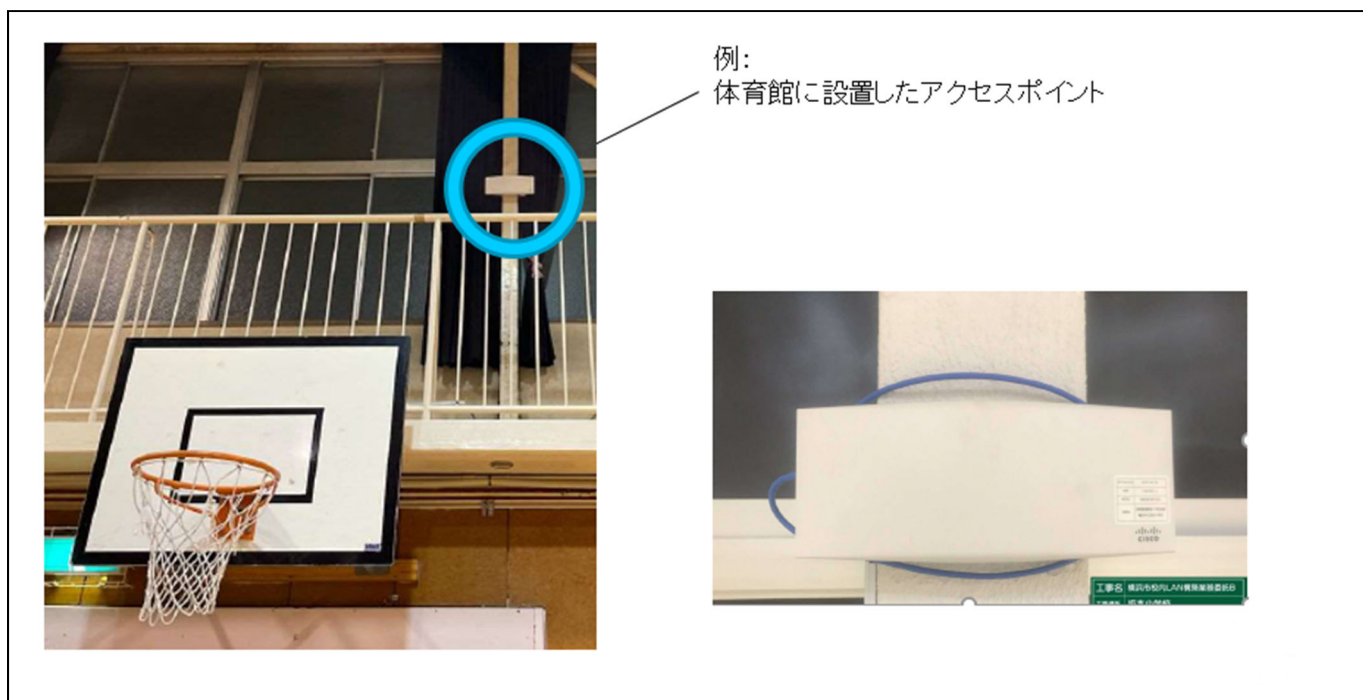
※無線アクセスポイントの仕様上、端末の電源OFFやWi-Fi機能を無効にしても、最低30分間は接続中とカウントされます。

#### ③ 利用優先順位

(1) 避難所運営者（市職員を含む）

(2) 避難者

(3) 本回線のネットワーク管理責任者が認めるもの



#### ④ 留意事項

(1) 停電時は使用できません。

(2) 使用する際は③の利用優先順位を遵守し、各拠点でルールを決めましょう。

令和8年5月15日

地域防災拠点運営委員会の皆さま

資源循環局神奈川事務所長

## 発災時における地域防災拠点のごみ集積場所の 設置場所に関する調査について（依頼）

新緑の候 地域防災拠点運営委員会の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、廃棄物行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、地震などの発災時に地域防災拠点（以下、「拠点」という。）が開設されると、避難生活に伴って「避難所ごみ」が発生し、その収集は資源循環局事務所（以下、「事務所」という。）が担います。

拠点開設時においても円滑に収集業務を行い、拠点の衛生環境等の保持につなげるためには、平時のうちから拠点のごみ集積場所の位置を把握するなど、必要な準備を進めておくことが重要と考えています。

つきましては、次のとおり調査へのご協力をお願いいたします。

### 1 ごみ集積場所の設置場所に関する調査

拠点におけるごみ集積場所の設置場所に関する調査票をお配りします。調査票の図面に設置場所等の必要事項を記載のうえ、FAX または拠点参与を通じて資源循環局事務所までご返送ください。なお、集積場所の位置が分かる資料がすでにある場合は、その資料についても添付いただけると幸いです。

※ごみ集積場所とは、ごみをまとめて出していただく場所（1か所）になります

【返送先】資源循環局神奈川事務所（FAX：045-441-5938）または拠点参与

【返送期限】令和8年7月3日（金）

#### <設置場所を決める際のポイント>

- ・分別した資源物とごみを置くための十分なスペースが確保されているか
- ・収集車が敷地内まで入る場合、容易に出入りができるか
- ・収集作業が安全かつスムーズに行えるか

※収集車の大きさ…全長：約5.4m、全幅：約1.9m、全高：約2.4m

※学校と調整のうえ、設置場所を決めていただくようお願いします

裏面あり

## 2 ごみ集積場所の設置場所の調整

調査の結果、お示しいただいた場所での収集が難しい場合など、事務所から拠点の運営委員の皆さまに確認させていただきたい事項が生じた際には、改めてご連絡させていただく場合がございます。その際には、お手数をおかけしますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

## 3 参考資料

- (1) 「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（抜粋）
- (2) 調査票（見本）

### 【担当】

資源循環局神奈川事務所 菅谷

TEL : 045-441-0871

FAX : 045-441-5938

# 「地域防災拠点」開設・運営マニュアル



【金沢区区割り訓練】

運営委員だけが頑張り過ぎないように！

拠点の生活は避難者全員が協力することが大切です。

令和5年9月  
総務局危機管理室

### 「ごみ対策」

- ◇ ごみ収集車両が搬出に便利な場所1か所をごみ集積場所として指定します。
- ◇ 「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など平時と同様の分別とします。分別方法を確認できるように、冊子『ごみと資源物の分け方・出し方』を用意しておきましょう。
- ◇ 備蓄物資や救援物資などの段ボールなどを活用します。
- ◇ ごみ集積場所の清掃は当番制とし、避難者の中で班を編成し、交替で行います。
- ◇ 拠点のごみの収集は、震災の発生から約72時間以内に開始します。そのため、収集車両の出入り・収集作業がスムーズに行える場所（1か所）をごみ集積場所として事前に決めておきましょう。

ごみ集積場所 ※ 事前に記載しておきましょう
ごみ分別の方法

#### ◆◆◆分別に注意が必要なもの◆◆◆

- ・トイレパックや使用済みオムツなど「燃やすごみ」ですが、他の燃やすごみとは分けてください。
- ・中身が残っているスプレー缶やガスボンベ長時間直射日光に当たると破裂する恐れがあり危険なため、収集までの間は屋内か日陰で保管してください。
- ・家庭用医療用品（在宅医療用ビニールバッグ、チューブ、カテーテル類、注射器等）は「燃やすごみ」ですが、針などが袋を突き破らないようにしたうえで、他の燃やすごみとは分けてください。



# 災害時の 資源とごみの分け方・出し方

災害時は一度に大量の「片付けごみ(災害廃棄物)」が発生します。

被災した建築物で発生する「片付けごみ」、  
日々の生活から発生する「生活ごみ」、  
それぞれを分けてお出してください。

収集開始時期や  
仮置場の設置場所などは  
市のホームページやSNS、  
地域防災拠点の掲示板等  
でお知らせします！



## 生活ごみ(避難所ごみ)



いつもと同じ分別ルールで  
集積場所に排出

(地域防災拠点の場合は  
拠点ごとに定める場所)



横浜市資源循環局 マスコット「イーオ・ミーオ」

## 片付けごみ



分別区分・排出方法に  
ついては

裏面へ

いち早く復旧・復興するためにご理解とご協力をお願いします。

# 片付けごみの分別区分

## 廃家電

冷蔵庫、電子レンジ、扇風機、照明器具、その他の家電製品



冷蔵庫の中身は生活ごみへ



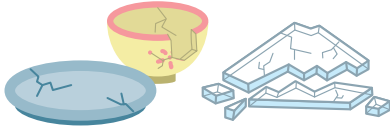
## 可燃性ごみ

食器棚、タンス、テーブル、ソファなど



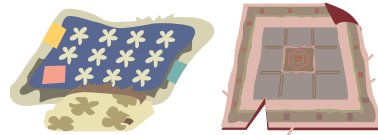
## 不燃性ごみ

割れた食器類、割れガラスなど



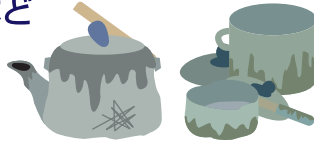
## 布団類

布団、マットレス、じゅうたんなど



## 金属くず

金物類、金属片など



## 畳



# 片付けごみの排出場所

交通の妨げにならない場所に排出

集積場所には絶対に出さないでください!

災害廃棄物の「仮置場」※への持込み

※「仮置場」とは、災害廃棄物を一時的に保管する場所のことです。



## ⚠️ 片付けごみも集積場所に出すと・・・

作業員が分別を行いながら、収集車に積み込むため撤去作業の長期化や生活ごみの腐敗による悪臭や害虫が発生するなど、公衆衛生上の問題が懸念されます。



## ⚠️ これらのものは出さないでください!

- 有害性や危険性があるもの(灯油、消火器、バッテリー、薬品、農薬、タイヤ、中身の入ったスプレー缶など)
- 災害と関係なく発生したごみ(工事などで出たごみ、既に不要になっていたごみなど)
- 横浜市外から出たごみ
- その他処理困難物

お問合せ先 横浜市資源循環局 各事務所



# 調査票

拠点名

子安小学校

住所

神奈川区新子安1-36-1

## ごみ集積場所の設置場所

### 【設置場所を決める際のポイント】

- ・分別した資源物とごみを置くための十分なスペースが確保されているか
- ・収集車が敷地内まで入る場合、容易に出入りができるか（入っていけるか、転回広場があるか）
- ・収集作業が安全かつスムーズに行えるか

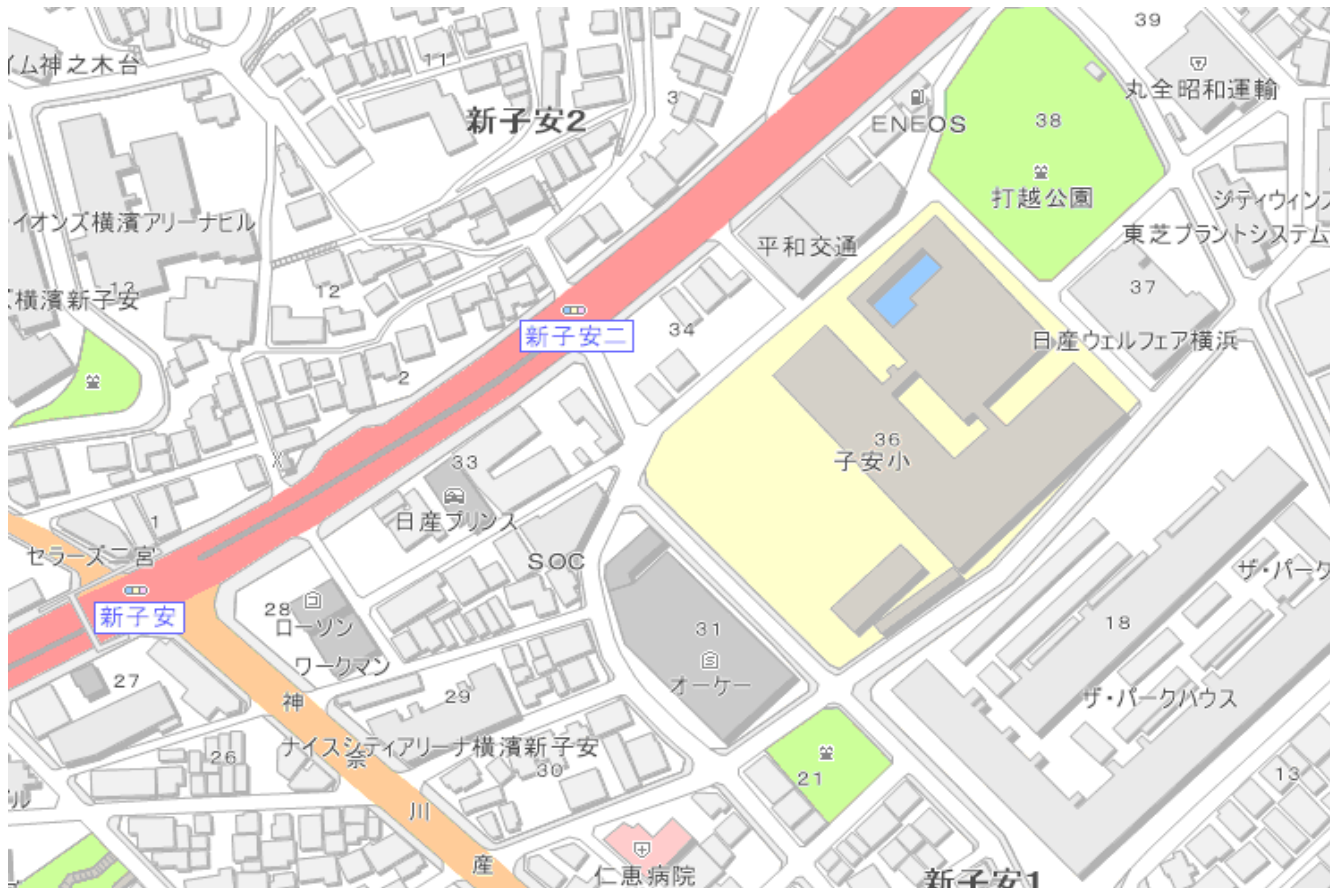
※収集車の大きさ…全長:約5.4m、全幅:約1.9m、全高:約2.4m

※学校と調整のうえ、設置場所を決めていただくようお願いします

※「地域防災拠点」開設・運営マニュアルP31参照

## 設置場所を ● でマーク

※敷地内に収集車が入る場合、進入場所を ▲ でマーク



地域防災拠点運営委員長

資源循環局喫煙対策・美化推進課長

### くみ取り式仮設トイレの更新について（依頼）

令和8年度から、地域防災拠点をはじめとした避難所トイレ環境の充実を図る目的で、くみ取り式仮設トイレの更新をすることとなりました。

つきましては、下記の内容についてご協力くださいますようお願いいたします。

#### (1) 概要

- ・各地域防災拠点に配備しているくみ取り式仮設トイレ2基のうち、和式1基を回収し、新たに「洋式・テント式」のくみ取り式仮設トイレ1基を配備
- ・令和8年度から順次、全地域防災拠点で実施予定
- ・令和8年度については、神奈川区、西区、中区及び磯子区で実施

#### (2) 実施時期

- ・和式1基の回収については、8～9月に実施予定
- ・洋式1基の納品については、令和9年1月から3月に実施予定  
(詳細については、別途ご連絡させていただきます。)

#### (3) 対象拠点

神奈川区内 22/25 拠点（裏面【別紙】参照）

（3/25 拠点については洋式2基が配備されているため、今回更新は行いません。）

#### 【参考】導入する製品のイメージ



くみ取り式仮設トイレ(洋式)

#### 【担当】

資源循環局喫煙対策・美化推進課

清水 三智

電話：045-671-2555

【別紙】対象拠点一覧

神奈川県(22 拠点)	1	三ツ沢小学校	三ツ沢中町 4-17
	2	青木小学校	桐畑 17
	3	二谷小学校	平川町 11-1
	4	幸ヶ谷小学校	幸ヶ谷 1-1
	5	浦島小学校	浦島丘 16
	6	子安小学校	新子安一丁目 36-1
	7	白幡小学校	白幡上町 11-1
	8	神橋小学校	六角橋二丁目 34-19
	9	菅田の丘小学校	菅田町 1386-2
	10	西寺尾小学校	西寺尾二丁目 5-1
	11	西寺尾第二小学校	西寺尾二丁目 15-1
	12	大口台小学校	大口仲町 460
	13	斎藤分小学校	斎藤分町 34-1
	14	神奈川小学校	東神奈川二丁目 35-1
	15	神大寺小学校	神大寺三丁目 34-1
	16	中丸小学校	神大寺三丁目 17-1
	17	羽沢小学校	羽沢町 935
	18	旧菅田小学校	菅田町 674
	19	南神大寺小学校	神大寺二丁目 9-16
	20	栗田谷中学校	栗田谷 3-1
	21	浦島丘中学校	白幡東町 27-1
	22	錦台中学校	西寺尾三丁目 10-1

## 災害発生時の避難所生活における防犯対策の強化について（情報提供）

横浜市では、令和7年3月に改定した「横浜市地震防災戦略」に基づき、災害時に避難された皆様が、より安心して過ごせる避難所環境の整備を進めています。

この取組の一環として、**全ての地域防災拠点に、犯罪の抑止及び避難者の不安軽減を目的とした「簡易防犯カメラ（2台）」及び「防犯ブザー（10個）」を配備**しました。

今回配備した簡易防犯カメラ及び防犯ブザーについては、**横浜市（市民局）の管理**のもと、次のとおり運用しますので、ご承知おきください。

### 1 簡易防犯カメラについて

#### (1) 使用想定等

- 配備するカメラは、取り外し可能な簡易型のカメラ（トレイルカメラ）です。
- **平時は使用せず、災害時に限定**して使用します。
- 災害時に使用する場合も、**常時監視はせず、人の動きを検知した時のみ**自動で録画します。

#### (2) 設置場所

- 簡易防犯カメラの設置場所は、**防犯上必要な共用部分に限定**し、下記には設置しないでください。

##### 【設置してはいけない場所】

- 就寝スペース
- トイレ、更衣室、授乳室等の内部
- 私的空間と認められる場所
- カメラが転倒・落下のおそれがある不安定な場所 など

- **具体的な設置場所**については、**下記を参考**としつつ、地域防災拠点ごとの状況を踏まえ、**地域防災拠点運営委員会においてご検討**をお願いいたします。

##### 【設置が想定される場所の例】

- 避難所の主な出入口（受付を設置する場所周辺）
- トイレ、更衣室、授乳室等の出入口前の導線
- 貴重品保管場所の周辺
- 死角となりやすい廊下など、防犯上必要な場所

#### (3) 映像の管理について

簡易防犯カメラの映像は、**横浜市（市民局）の責任で管理**しますので、**地域防災拠点運営委員や避難者の方が映像を確認・管理することはありません**。

#### (4) 映像の開示（警察提供）について

簡易防犯カメラの映像は、原則、事件・事故等の発生により、警察から要請があった場合に限り、横浜市（市民局）がその内容を確認した上で警察に提供することを想定しています。

避難所に従事する市職員（動員職員）が現地で独自に開示判断を行うことはありません。

#### (5) 運用要綱について

簡易防犯カメラの運用に関する要綱（策定中）については、別途、区役所を通じて内容をお知らせいたします。

## **2 防犯ブザーについて**

防犯ブザーは、夜間にトイレや更衣室を利用する場合など、地域防災拠点内で不安を感じる場合に使用することを想定しています。

主に、こどもや高齢者、女性などへの貸出を想定していますが、使用方法や保管場所などについては、各地域防災拠点の実情に応じて柔軟に運用してください。

## **3 添付資料**

「簡易防犯カメラ及び防犯ブザー（画像見本）について」

### **【担当】**

市民局地域防犯支援課 川口、山香、早野

電話：671-3705 FAX：664-0734

メール：[sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp)

## ■簡易防犯カメラ及び防犯ブザー（画像見本）

### 【簡易防犯カメラ】

#### ■特 徴

- ✓ センサー式で、人の動きを検知して録画します（トレイルカメラ）
- ✓ 赤外線センサーにより夜間も撮影できます
- ✓ 乾電池・ソーラーパネル・コンセントの3方式による給電に対応しています



### 【防犯ブザー】



## 令和8年度 地域防災拠点

### 災害時における飲料水の確保訓練のご案内について

水道局では、災害時の飲料水確保について市民の皆様と協働で訓練を行っています。災害用地下給水タンクの開設方法や飲料水の備蓄の重要性をご説明いたしますので、地域防災拠点の訓練の際に、応急給水訓練の実施についてもご検討をお願いいたします。

#### 1 訓練内容

##### (1) 実技編

災害用地下給水タンクは、災害時に地域の皆さんに開設していただく設備です。訓練では、機材の保管場所や組み立て方法をご説明します。

対 象：災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点

浦島丘中学校 栗田谷中学校 大口台小学校  
三ツ沢小学校 羽沢小学校 錦台中学校（神の木公園）  
松本中学校 中丸小学校（神大寺中央公園）六角橋中学校

所要時間：30分程度

##### (2) 講座編

災害時にどのくらいの飲料水が必要なのか、どこへ行けば飲料水が確保できるのか、パネル等を使用して説明します。

対 象：地下給水タンクが設置されていない地域防災拠点

所要時間：15分程度

#### 2 申込方法・問い合わせ先

##### (1) 申込方法

「応急給水訓練等 依頼書」に必要事項をご記入のうえ、地域防災拠点参与到事前に申し込みをお願いします。

##### (2) 問合せ先

水道局鶴見水道事務所 事務係  
電 話：045-521-2321



令和 年 月 日

## 応急給水訓練等 依頼書

次のとおり、水道局による訓練を依頼します。

拠 点 名： \_\_\_\_\_

運営委員会委員長： \_\_\_\_\_

区 役 所 参 与： \_\_\_\_\_

実施日	令和 年 月 日 ( )
時間	午前・午後 時 分 ~ 時 分 (水道局の訓練時間 午前・午後 時 分 ~ 時 分)

希望する訓練にチェックを入れてください

<input type="checkbox"/>	1 実技編
<input type="checkbox"/>	2 講座編

通信欄（ご要望等があればご記入願います）

※複数の地域防災拠点訓練の日程が重なった場合等には、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## 地域防災拠点訓練における出前講座(災害医療・体調維持等)の実施について(依頼)

大規模災害が発生した場合、平時とは異なる医療体制となります。各医療機関は、重症度・緊急度に応じて治療の優先度を決定し、診療可能な災害拠点病院などでの対応となります。

また、せっかく避難したにもかかわらず体調が崩れ重症化し、元の生活に戻れない状態になることもあります。

災害発生時の医療体制を理解していただき、自分自身で備えておく重要性等をお伝えする講座です。是非お声掛けください。

### 1 講座の内容

- ・「災害医療」「救急医療」の違い、災害時の受診について
- ・覚えておきましょう！「のぼり旗」
- ・避難所生活で起こりやすい病気と予防
- ・日頃からの備えについて

大規模災害の時、  
診療可能な医療機関、薬局は  
「のぼり旗」を掲出します。  
※毎年掲出訓練実施中



### 2 実施の曜日・所要時間

土曜日もしくは日曜日

福祉保健課職員が行います。

※神奈川県医師会のご協力を得て、日程が合えば区医師会災害医療アドバイザーの先生に講話をお願いできる場合もあります。

### 3 相談・申込方法

7月17日(金)までに担当までご連絡ください。

#### 【ご連絡の際、確認させていただくこと】

- 希望される日時
- 受講者の人数
- 会場の場所
- 設備 (マイク・スライド投影などの機材の有無)

### 4 その他

- ・過去に実施していない地域防災拠点を優先して受付致します。
- ・実施予定日のおおよそ2か月前にご相談ください。

担当 神奈川県福祉保健センター福祉保健課

事業企画担当 野村 武山

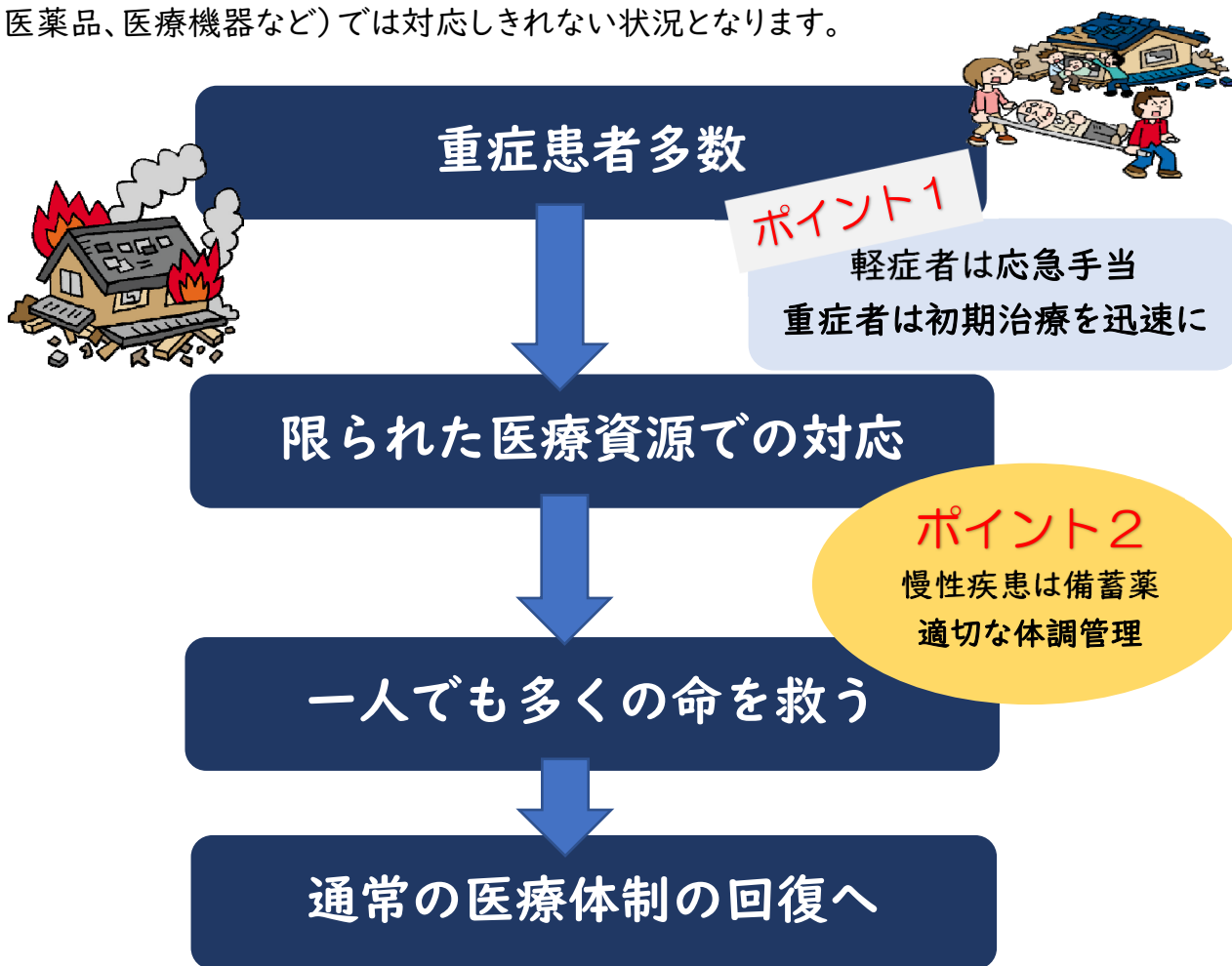
電話 411-7136

FAX 316-7877

## 「災害医療・体調管理」出前講座案内

# 一人でも多くの命を助けるために みなさんの理解と協力が必要です！

災害発生時には多くの傷病者が一度に発生し、通常の医療資源（病床数、医療スタッフ、医薬品、医療機器など）では対応しきれない状況となります。



大規模災害発生時の受診行動、避難生活中の体調を維持するポイントを理解することがあなたや家族、近所の方々の命を救うことにつながります。一日でも早く元の生活に戻れるように、「ポイント1」と「ポイント2」を理解し、適切な行動をしましょう!!是非、基礎知識として備えませんか？

担当 神奈川県福祉保健センター福祉保健課  
事業企画担当 野村 武山  
電話411-7136 FAX316-7877

令和8年5月15日

各地域防災拠点運営委員の皆様

神奈川区生活衛生課  
神奈川区総務課

## 地域防災拠点における一時飼育場所へのペット同行避難への対応等について（依頼）

日頃から横浜市の防災事業に御協力いただき、誠にありがとうございます。

震災時において、避難が必要な状況にも関わらず避難を躊躇したり、避難所でペット同行避難を断られ避難ができず、危険な在宅に留まり被害を受けたケースなども報告されています。また、ペット連れで人が避難するスペースに入ってしまったために、他の避難者が過ごせなくなってしまったケースなど、混乱が生じた状況がありました。

拠点は多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由で、動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、拠点の実情に応じたペット対策を日頃から考えておくことが必要です。

つきましては、ペットを同行した被災者の避難があった時に混乱をきたさないよう、動物を一時的に飼育管理する場所の設定をはじめとした対応について、御検討いただくようお願いします。

また、令和7年度から、横浜市動物愛護センターによる地域防災拠点への支援策として、一時飼育場所設営に係る資機材配付や、同室避難場所設定のモデル事業を開始しておりますのでご活用ください。

### 1 一時飼育場所設営に必要となる資機材配付

一時飼育場所の設定を促進するため、必要な資機材を各拠点の希望に応じて配付します。

詳細は、「地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について」（別紙1）をご確認ください。

### 2 同室避難場所設定希望拠点への支援（モデル事業）

能登半島地震の事例を受け、「横浜市地震防災戦略」において、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすことができる「同室避難場所」を、動物愛護センターをはじめ、順次設定していくことになりました。拠点においても、飼い主とペットの避難場所として、同室避難場所の設定を希望する場合は、モデル事業として支援させていただきます。

【本件に関するお問合せ先：医療局動物愛護センター 災害時ペット対策担当】

TEL：045-471-2111、FAX：045-471-2133、メール：[ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp](mailto:ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp)

詳細は、「同室避難場所モデル事業の実施について」（別紙2）をご確認ください。

### 3 ペット一時飼育場所用開設キットの配布

神奈川区生活衛生課では、各地域防災拠点運営委員会でご希望があれば「災害時のペット対策ガイドライン」の説明を行っています。令和7年3月の地震防災戦略の刷新にあわせて「災害時のペット対策ガイドライン」を震災向けに改訂しており、スマートフォンでも見やすいモバイル版も動物愛護センターホームページで公開しています。

また、ペット同行避難受入れに関する具体的なルールづくりのお手伝いをさせていただくとともに希望する拠点には、「ペット一時飼育場所用開設キット」（別紙3）を配布します。開設キットの配布をご希望の際は、神奈川区生活衛生課にご相談ください。

#### 4 飼育ルールの設定

同行してきたペットの世話、管理は飼い主が行うこととなります。拠点でのルールについて、動物愛護センターホームページにあります「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル(案)」を参考にして作成し、周知しておくことが有効です。

#### 5 ペット同行避難訓練の実施

実際の拠点訓練時にペット同行避難（一時飼育場所への避難）訓練を組み入れることも有効です。ペットを同行して避難する人がいることを地域の方にも御理解いただくとともに、飼い主には拠点でのルールや事前の準備を啓発する場にもなります。

また、HUG訓練の実施（別紙4参照）もご検討ください。

#### 6 飼い主同士の協力体制の構築（飼い主の会結成など）

拠点訓練などの機会を捉えて、飼い主同士で「飼い主の会（仮称）」を組織し、会の代表者を決めるなどにより、飼い主同士の協力体制を作ることが大切です。

飼い主の会結成を検討されている場合は、区生活衛生課または動物愛護センターにご相談ください。

#### 7 一時飼育場所の設定（変更）報告

各地域防災拠点でペット一時飼育場所をいただき、設定した拠点から令和6年度に報告をいただいています。報告いただいたペット一時飼育場所の変更等がありましたら下記報告書にて総務課防災担当にご報告いただきますようお願いいたします。ペット一時飼育場所について、変更などご相談された場合は、区生活衛生課でお受けしておりますので、拠点参加を通じて御連絡ください。

- ・報告時期：変更等ありましたら、随時ご報告をお願いします。
- ・報告様式：ペットの一時飼育場所等報告書（別紙5）

#### 8 災害時ペット対策に係るアンケート結果

令和7年度に実施したアンケート結果（別紙）をとりまとめましたので、共有いたします。

#### 9 添付資料

- (1) 地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要な資機材の配付について（別紙1）
- (2) 同室避難場所モデル事業について（別紙2）
- (3) ペット一時飼育場所用開設キットについて（別紙3）
- (4) 避難所運営ゲーム（HUG）横浜市ペット版を体験してみませんか？（別紙4）
- (5) ペットの一時飼育場所設定（変更）報告書（別紙5）
- (6) 災害時ペット対策に係るアンケート結果（別紙6）

#### 10 添付資料掲載場所

本文書に関する資料は、市ホームページに掲載していますので、以下の URL 又は二次元コードからアクセスしてご参照ください。

URL : [https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/pet-dobutsu/aigo/saigai-taisaku/kyoten\\_pet.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/pet-dobutsu/aigo/saigai-taisaku/kyoten_pet.html)



ペット防災 地域防災拠点

検索

担当 神奈川区生活衛生課 今関 神谷 TEL 411-7143  
神奈川区総務課 江口 佐土原 TEL 411-7004

## 地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について (令和8年度)

本市では、災害時の地域防災拠点（以下「拠点」といいます。）へのペットの避難について、「横浜市地震防災戦略」、「横浜市防災計画」及び「横浜市学校防災計画」に基づき、拠点内にペットの一時飼育場所の設定を進めています。

そこで、さらに一時飼育場所の設定を進めていただくための支援策として、令和7年度から、一時飼育場所を設定する拠点等に、各拠点の希望に応じて必要な資機材を配付しています。

つきましては、令和8年度に資機材の配付を希望される場合は、以下をご確認のうえお申込みください。

### 1 対象拠点（下記の条件に合致すれば全拠点が対象となります。）

令和7年度に一時飼育場所設営用資機材の配付を受けていない拠点で、

- (1) 新たに一時飼育場所を設定する拠点（設定に向けた検討が進んでいる拠点）
- (2) 一時飼育場所は設定済だが、飼育環境をより改善するためなどにより資機材が必要となる拠点

### 2 配付条件等

- (1) 拠点におけるペットの一時飼育場所の設営に必要となる資機材であること
- (2) 配付された資機材の保管場所をあらかじめ準備することができること  
(動物愛護センターや区で保管することはできません。)
- (3) 配付された資機材を適正に保管することができること  
(盗難・汚損の場合、すぐに再配付することはできませんのでご承知おきください。)
- (4) 他の用途への転用は行わないこと（災害時において、緊急やむを得ない場合を除く。）  
なお、一部の資機材は、平常時に地域・学校のイベント等で活用することは差し支えありません。  
(詳細は「6」を参照してください。)

### 3 対象資機材

原則として、資料1「指定資機材一覧」に掲載された物品等を配付対象とします。

なお、拠点の状況により指定資機材以外のもの（以下「個別調達資機材」という。）が必要な場合は、必ず事前に動物愛護センターにご相談ください。

ただし、消費する物品（ペットシート、消臭剤、養生テープなど）は配付対象外です。

### 4 配付方法（申込制・先着順）

各拠点からの配付希望を動物愛護センターで集約し、一括で調達したうえで各拠点に配付します。

#### (1) 申込時期

一時飼育場所設営に係る資機材配付申込書（提出様式）（以下「申込書」という。）により、以下の期限までにお申し込みください。

なお、予算（500万円）を超過した場合はその時点で受付を終了します。

ア 受付期間 (先着順)

令和8年8月3日から令和8年9月4日まで (郵送の場合、期間終了日の消印まで有効)

(2) 申込方法

先着順の判断は、郵送は消印日、メール及びFAXは受信日で判断します。(時間は考慮しません)

ア 郵送 (郵送料は各自負担)

以下の宛先に「一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書 (令和8年度)」(以下「申込書」という。)を郵送してください

〒221-0864 神奈川県菅田町75-4 横浜市動物愛護センター 災害時ペット対策担当 行

イ メール

以下の宛先に申込書を添付してメールを送信してください。

[ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp](mailto:ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp)

ウ FAX (通信料は各自負担)

以下の宛先に申込書を送信してください。

FAX番号: 045-471-2133 横浜市動物愛護センター災害時ペット対策担当 行

(3) 納品時期

令和8年12月以降 (予定)

物品の調達状況により、納品時期が遅れる場合があります。

(4) 納品方法

各拠点への配送は業者に委託する予定です。

配送業者から、申込書に記載された拠点の資機材受取ご担当者あてに納品日を事前に連絡します。

受取時には立会いが必要となります。なお、配送日時はご希望に添えない場合があります。

納品日が通知された後、拠点担当者から学校等に必ず納品日等を連絡してください。

5 申込上限額

1拠点あたり10万円 (上限額)

なお、上限額の計算にあたっては、指定資機材の金額は実際の調達額ではなく、別紙1「一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧 (兼 計算表)」に掲載した額 (=実売価格や送料等を考慮し、動物愛護センターが決定した額) とします。

また、個別調達資機材については、当該資機材の定価に送料を含めた金額、又は参考見積額など実際の調達に必要な額が一定程度判断できるもので計算します。

6 平常時利用

今回配付する資機材は、平常時に地域や学校のイベントで使用することができます。

使用目的・方法等については、各拠点で管理・調整してください。

なお、平常時の利用が原因で、破損・汚損した場合、すぐに代替品を配付することはできませんので、使用の際にはご留意ください。

7 事例紹介へのご協力

今回の資機材配付をご利用いただいた拠点の中で、他の拠点の参考になるような好事例があった場合は、取材のうえ動物愛護センターのホームページや拠点一時飼育場所の設定事例集などに掲載させていただくことを検討していますので、その際にご協力をお願いします。

## 8 留意事項等

(1) 申込受付について

申込は各拠点1回までとしますので、よくご検討のうえお申し込みください。

(2) 受領後の返送について

製品不良等を除き、原則として承ることはできません。よくご検討のうえお申し込みください。

(3) 小中学校等への説明について

拠点となる小中学校等に対しては、本取組を開始した令和7年4月から5月にかけて、校長会の役員会などで事業の詳細を説明しています。

資機材の保管場所など、拠点となる小中学校等と調整したうえでお申し込みください。

また、資機材納品日決定の連絡があった後、小中学校等に必ず連絡してください。

(4) 次年度（令和9年度）以降の事業について

継続して実施することを検討していますが、実施状況によって事業規模を拡大又は縮小する場合があります。次年度に配付希望がある場合など、ご要望は別途お知らせください。

(5) その他

ご不明な点等がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

## 9 添付書類

(1) 一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（令和8年度）（提出様式）

(2) 一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧（兼 計算表）（資料1）

(3) 一時飼育場所設定用資機材（イメージ）（資料2）

## 10 本件に関するお問合せ先

横浜市医療局 動物愛護センター 災害時ペット対策担当

〒221-0864 神奈川県菅田町75-4

TEL 045-471-2111 FAX 045-471-2133

Mail [ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp](mailto:ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp)

※ 一時飼育場所の設定に関しては、上記問合せ先のほか、各区生活衛生課でもお問合せを承ることができます。

一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（令和8年度）

横浜市動物愛護センター 宛

（提出様式）

【郵送・FAX・電子メール】

（宛先は通知文でご確認ください）

拠点名

No.	資機材名	数量	単価	金額
1	ワンタッチタープテント①（3m×3m）		45,000	
2	ワンタッチタープテント①（3m）専用グランドシート		5,000	
3	ワンタッチタープテント②（2.5m×2.5m）		40,000	
4	ワンタッチタープテント②（2.5m）専用グランドシート		5,000	
5	ワンタッチタープテント③（2m×2m）		35,000	
6	ワンタッチタープテント③（2m）専用グランドシート		5,000	
7	ワンタッチタープテント④（特大：3m×6m）		80,000	
8	消臭機能付ごみ箱① 45L		8,000	
9	消臭機能付ごみ箱② 14L		6,000	
10	ブルーシート① 3.6m×5.4m（約12畳）		8,000	
11	ブルーシート② 3.6m×3.6m（約8畳）		6,000	
12	ブルーシート③ 3.6m×2.7m（約6畳）		4,000	
13	ブルーシート④ 2.7m×1.8m（約3畳）		3,000	
14	マルチウエイ（注水式6ℓ）		1,000	
15	雨除けビニールシート① 3m×3m		3,000	
16	雨除けビニールシート② 2m×2m		3,000	
17	トラロープ 太さ9mm～10mm×50m		3,000	
18	丸形ロープ止め① 12×450mm×20本		12,000	
19	丸形ロープ止め② 12×600mm×20本		15,000	
20	ロープテンショナー		2,000	
21	ランタン		7,000	
22	折りたたみソフトケージ（L）		8,000	
23	折りたたみソフトケージ（M）		6,000	
24	折りたたみソフトケージ（S）		5,000	
25	物置（ベンチストッカー）		30,000	
※ No.2・4・6は単体では希望できません（1/3/5とセットで希望）			合計額	

（上限：10万円）

配送場所 （施設名等）	拠点・拠点以外（ ）		
配送場所 （住所）	横浜市 区		
受取代表者 氏名		受取代表者 連絡先(TEL)	
メールアドレス			
受取可能 （曜日）	月・火・水・木・金	※ 受取代表者への連絡は平日日中に行います。 ※ 納品時には立会いが必要となります。	
受取可能 （時間帯）	午前・午後	※ 土日祝日の配送指定はできません。 ※ 詳細な時間指定はできません。	

一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧（兼 計算表）

・参考品を掲載、他メーカー同等品になる場合があります。（附属品も変更になる場合があります）

【別紙1-資料1】（医療局動物愛護センター）

名称	数量	基準額	算出額	参考商品（同等品の場合あり）	仕様（概要）（同等品の場合は誤差あり）	備考
【一時飼育場所用雨除け等】 1 ワンタッチタープテント① （大型：3m×3m）		45,000	0	FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版（スチール）サイドシート2枚付	組立時：（約）3.0m×3.0m×1.76m/2.48m/2.56m 収納時：（約）114cm×22cm×22cm 本体：16kg 附属品：ウエイト（5kg）×4枚、サイドシート2枚	・サイドシートは計4枚（全面：OP込） ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可
2 ワンタッチタープテント①（3m）専用 グランドシート		5,000	0	（色は選べません）	広げた時のサイズ：（約）3.0m×3.0m 収納時：（約）直径12cm×77cm	「1」専用の一体型レジャーシート ※単体購入不可
3 ワンタッチタープテント② （中型：2.5m×2.5m）		40,000	0	FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版（スチール）サイドシート2枚付	組立時：（約）2.5m×2.5m×1.65m/2.37m/2.45m 収納時：（約）114cm×22cm×22cm 本体：14.5kg 附属品：ウエイト（5kg）×4枚、サイドシート2枚	・サイドシートは計4枚（全面：OP込） ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可
4 ワンタッチタープテント②（2.5m） 専用グランドシート		5,000	0	（色は選べません）	広げた時のサイズ：（約）2.5m×2.5m 収納時：（約）直径12cm×77cm	「3」専用の一体型レジャーシート ※単体購入不可
5 ワンタッチタープテント③ （小型：2m×2m）		35,000	0	FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版（スチール）サイドシート2枚付	組立時：（約）2.0m×2.0m×1.57m/2.29m/2.37m 収納時：（約）114cm×22cm×22cm 本体：13.5kg 附属品：ウエイト（5kg）×4枚、サイドシート2枚	・サイドシートは計4枚（全面：OP込） ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可
6 ワンタッチタープテント③（2m） 専用グランドシート		5,000	0	（色は選べません）	広げた時のサイズ：（約）2.0m×2.0m 収納時：（約）直径12cm×77cm	「5」専用の一体型レジャーシート ※単体購入不可
7 ワンタッチタープテント④ （特大：3m×6m）		80,000	0	FRT-600(WH) 山善 撥水 UV加工 サイドシート4枚付き （色は選べません）	組立時：（約）3.0m×6.0m×2.9m/3.0m/3.1m 収納時：（約）126cm×35cm×27cm 本体：35kg 附属品：収納ケース(1)、おもり6個附属	・高さ3段階調節可、全面サイドシートあり ・強雨時の長時間使用は非推奨
8 【一時飼育場所用ごみ箱】 消臭機能付ごみ箱①		8,000	0	テラモト DS-240-445-0 おむつペール 45ℓ	・容量：42L ・（約）W30×D42.5×H68.6cm ・本体のみ（約）W28.8×D42.5×H52.5cm	・内蓋付 ・消臭剤カバー付 ・袋止め付 ポリ袋：45L（袋は各自で準備）
9 消臭機能付ごみ箱②		6,000	0	T-WORLD 防臭ペット用ワンタッチプッシュ式ペール	・容量：約14L ・本体：W30×D21×H47cm	ワンタッチプッシュ式、（袋サイズ）ポリ袋：20L、LLサイズ(45号)（袋は各自で準備）
10 【雨除け、仕切り、敷物等】 ブルーシート①		8,000	0		3.6m×5.4m（2間×3間 約12畳）	・重さ：約150g/㎡ （2間×3間で約3.3kg、2間×2間で約2.2kg、 2間×1.5間で約1.7kg、1.5間×1間で約0.9kg）
11 ブルーシート②		6,000	0	ブルーシート（#3000） （メーカー指定なし）	3.6m×3.6m（2間×2間 約8畳）	
12 ブルーシート③		4,000	0		3.6m×2.7m（2間×1.5間 約6畳）	
13 ブルーシート④		3,000	0		2.7m×1.8m（1.5間×1間 約3畳）	
14 マルチウエイト（注水式）		1,000	0	－	注水式（6ℓ）（製品未定）	シート等が飛ばないようにする重し
15 【一時飼育場所用雨除け】 雨除けビニールシート①		3,000	0	－	約 3m×3m	契約業者取扱品になります。 （R7納品実績：ユタカメイク シート PE透明糸入りシート （UV剤入り） 2.7m×2.7m）
16 雨除けビニールシート②		3,000	0	－	約 2m×2m	
17 【人と動物の動線区分等】 トラロープ		3,000	0	標識トラロープ	#9（太さ8mm）×50m	・人とペットの動線を区分したい時等に使用 ※ スターターキット保管分では不足する場合等
18 丸形ロープ止め①		12,000	0	丸型ロープ止め ユニクロメッキ	12（穴の大きさ）×450mm（長さ）×20本	・人とペットの動線を区分したい時等に使用 ・地面に打ち込み、ロープなどで引っ張り固定するための金具 （区画を作る場合等に使用）
19 丸形ロープ止め②		15,000	0		12（穴の大きさ）×600mm（長さ）×20本	
20 ロープテンショナー		2,000	0	－	8個入り（55ミリ×20ミリ（8ミリ穴）重量 約4g）	ロープ（張り綱）の長さを調節し、タープ等にテンションをかけられる緩みにくい三つ穴構造の自在金具
21 【一時飼育場所用照明】 ランタン		7,000	0	DURACELL3way電源ランタン （太陽光・USB充電・電池）	（約）直径14×高さ26cm	・リチウムイオン電池内蔵、単1アルカリ乾電池×4本 ・明るさ3段階、防水機能：IPX4
22 【拠点予備配置用】 折りたたみソフトケージ（L）		8,000	0	アイリスオーヤマ POSC-800A	（約）W80×D51×H66cm 折りたたみ時（約）W53×D6×H57cm	※平常時利用不可（訓練時は可） ペット用のケージは原則、飼い主持参です。 （避難所に予備を置きたい希望がある場合に申請）
23 折りたたみソフトケージ（M）		6,000	0	アイリスオーヤマ POSC-650A	（約）W67×D45×H56cm 折りたたみ時（約）W48×D6×H48cm	
24 折りたたみソフトケージ（S）		5,000	0	アイリスオーヤマ POSC-500A	（約）W53×D32×H42cm 折りたたみ時（約）W34×D6×H38cm	
25 【一時飼育場所資機材保管用】 物置（ベンチストッカー）		30,000	0	MS2-1500 山善 ガーデンマスター （色は選べません）	外寸（約）W155×D49×H52cm 重量27kg	・設置にあたっては、関係者と十分調整してください。 ・各自で組立が必要です。

0 0 ※基準額には配送料、仕分料など必要経費を考慮して設定しています。

**一時飼育場所設定用資機材** ※写真はイメージです (必ずしも同一の製品とは限りません)

**1.3.5 ワンタッチタープテント①②③**

センターロック式サイドフレーム強化版(スチール) サイドシート2枚付

+ オプション:ウエイト(5kg)×4枚、サイドシート1枚 (2.4.6専用グランドシート:別途希望可)

1: (3m×3m)



3: (2.5m×2.5m)



・一時飼育場所雨除け用

5: (2m×2m)



※ 高さは3段階で調整可能

(折りたたみ時:各サイズ共通)



(サイドシート展開時)  
※ 4枚付で購入



2.4.6  
専用グランドシート  
※ 折りたたみ時



(参考商品URL)

<https://fieldoor.com/tarp/tarptentsteelstrong/>

**7 ワンタッチタープテント④ (3m×6m)**

・一時飼育場所雨除け用



サイドシート4枚付

**8.9 消臭機能付ごみ箱 (ペール缶)**

7 テラモト おむつペール 45L



・容量:約42L

・一時飼育場所用ごみ箱

8 T-WORLD ゴミ箱 防臭ペット用ペール 14L



・容量:約14L

・一時飼育場所用ごみ箱



・UV遮蔽率99.2%(UPF50+) ・耐水圧:2000mm  
・大雨時及び強雨時の長時間使用は非推奨

**一時飼育場所設定用資機材** ※写真はイメージです（必ずしも同一の製品とは限りません）

**10～13 ブルーシート**



・雨除け、仕切り、テントサイドシート等

・サイズは4種類  
・重さ(約)150g/㎡

**14 マルチウェイト(注水式)**

・シート等の重し  
・6リットル



**17 トラロープ**



・人との動線区分用等  
・サイズは1種類  
・太さ:約7.5mm  
・長さ:50m

**15.16 雨除けビニールシート①②**



・一時飼育場所雨除け用等  
・半透明、メッシュ構造  
・紫外線遮断  
・自然光取り入れ

**20 ロープテンショナー**



・人との動線区分用等  
・サイズは1種類  
・ロープの太さ(推奨):6-9mm

**18.19 丸形ロープ止め①②**



・人との動線区分用等  
・長さは2サイズ(45cmと60cm)  
・ユニクロメッキ  
・20本セット

**21 ランタン**

・一時飼育場所用照明

USB-A⇒C ケーブル1本付属

ソーラーパネルを搭載  
内蔵バッテリーの充電に対応

最大2000lm  
明るさ3段階  
(最大200時間)

バッテリー内蔵 4400mAh

スマホなどUSB機器の充電に対応

単一電池4本に対応

USBアダプタ、モバイルバッテリーから内蔵バッテリーに充電可能

**22～24 ペット用ソフトケージ**

・一時飼育場所配備用(予備)



**25 物置(ベンチストッカー)**

・ペット用資機材保管専用



・設置にあたっては、拠点関係者とよく調整してください。  
・平常時は、ベンチとして活用することができます。  
・組立は30分～1時間程度(1人～2人で可)

## 同室避難場所設定希望拠点への支援（モデル事業）について (令和8年度)

能登半島地震の事例を受け、新たな地震防災戦略において、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすことができる「同室避難場所」を、動物愛護センターをはじめ順次設定していくことになりました。拠点において、飼い主とペットの避難場所として同室避難場所の設定を希望する場合は、モデル事業として支援させていただきます。

同室避難場所を設けることで、ペットと共に避難される方の選択肢が広がり、より安心・安全な受け入れ体制を整えることができます。

なお、検討にあたっては、人と動物の動線を区分すること、動物嫌いの方、アレルギーをお持ちの方への対策が十分に取れることを前提に、学校等拠点の管理者等とも十分に調整していくことが必要になります。また、地域内で合意形成が必須となります。

モデル事業の詳細は以下のとおりです。

### 1 対象

同室避難場所の設定を検討されている地域防災拠点（任意）

### 2 支援内容

- (1) 同室避難場所設定に向けたご相談
- (2) 同室避難場所設定済地域防災拠点担当者等へのご紹介
- (3) 設定希望場所における衛生面の確保と、人とペットの動線区分に関する助言
- (4) 設定決定後の同室避難場所用資機材の配付（30万円まで、1回のみ）  
(資機材を動物愛護センターや区で保管することはできません。)

### 3 対象資機材

同室避難場所の設定が正式に決まった後、設置場所にあわせて相談のうえ決定します。(随時)  
同室避難場所用の資機材かつ上限金額の範囲内であれば自由に選んでいただけます。

### 4 その他

地域防災拠点内だけでなく、拠点近隣の別の場所に設定を希望される場合もご相談を承ります。

### 5 本件に関するお問合せ先

横浜市医療局 動物愛護センター 災害時ペット対策担当

〒221-0864 神奈川県菅田町 75-4

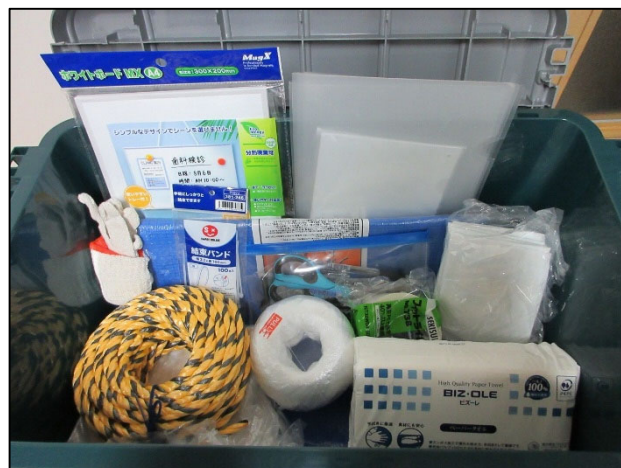
TEL : 045-471-2111、FAX : 045-471-2133、メール : [ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp](mailto:ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp)

## ペット一時飼育場所用開設キットの内容

### 1 ボックスの概要



外観



中身

### 商品仕様

内寸	幅 約49.5cm 奥行 約27.5cm 高さ 約29cm
容量	約40L
耐荷重	フタ約80kg
商品重量	約2.6kg
主要材質	ポリプロピレン

外寸

61.5cm

37.5cm

33cm

### 2 マニュアル、掲示物等

	同梱数 (例)
マニュアル (案)	1
様式 1 参加同意書	20
様式 2 登録票	20
様式 3 ペット情報カード	20
様式 4 飼い主の会名簿	2
指示カード (No.0 ~No.10)	1
掲示物 ペット同行避難者受付	1
掲示物 ペットの一時飼育場所	2

### 3 ペット一時飼育場所用開設キット物品

以下の各物品については同等品に変更になる可能性があります。

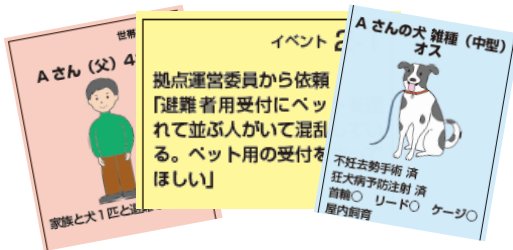
品名	品番	仕様	個数
RV BOX 44L	RV600R	639×370×317mm	1 個
PPテープ玉巻<150m>	M-300-1	50mm×150m	1 巻
標識PPソフトトラロープ25m（1巻100mをカット）		8mm×100m	1/4 巻
養生用テープ	B295J-G	幅50mm 厚0.105mm	1 巻
ブルーシート<厚手タイプ>	BS-2736 (M)	2.57×3.44m 厚0.18mm	1 枚
ブルーシート<軽量タイプ>	BS-1827 (K)	1.71×2.57cm 厚0.1mm	1 枚
軍手<エコノミータイプ>	N160J-12	1パック12双	1/6 パック
ゴミ袋<半透明>	N209J-45	45L 1パック10枚	1/2 パック
ゴミ袋<黒>	N210J-20	20L 1パック10枚	1 パック
ペットシート レギュラー			5 枚
ペーパータオル<Sサイズ>	N241J-S	170×220mm 200枚	1 個
フィットカットスリムスタイル	SC-160SP	はさみ 刃渡り65mm	1 本
ゲルインキボールペン<ノック式>0.5mm	H043J-BK	黒ボールペン	2 本
油性ツインマーカー<細・太>	H020J-BK	黒マジック太	1 本
油性ツインマーカー<細・極細>	H027J-BK	黒マジック細	1 本
タブリクリップ0.5mm	MN5-BK	消しゴム付	2 本
ダブルクリップ<黒>大	B750J-L100	32mm 1箱100個	1/50 箱
ダブルクリップ<黒>中	B751J-M100	25mm 1箱100個	1/50 箱
ダブルクリップ<黒>小	B752J-S100	19mm 1箱100個	1/50 箱
結束バンド	B327J	2.5×100mm 1パック100本	1 パック
クリアーホルダー	D410J	A4 1パック10枚	1/2 パック
再生PPクリアーホルダー<A5>	D514J	A5 1パック10枚	1 パック
ファイルケース A4L	3579	背幅27mm 317×253mm	1 個
MXホワイトボード 無地A4	MXWH-A4	200×6×300mm	1 枚

ペット一時飼育場所用開設キットの配布をご希望の際は、神奈川県生活衛生課にご相談ください。  
 担当 神奈川県生活衛生課 連絡先 045-411-7143

## 避難所運営ゲーム(HUG)横浜市ペット版を 体験してみませんか？

### HUG 横浜市ペット版 の特徴

地域防災拠点へのペット同行避難があった際の対応についてシミュレーションできる図上訓練です。  
5人程度のグループを作り、参加者同士で話し合いながらペット同行避難について考えることができます。



各カードへの対応に正解はありません。  
ゲームのなかで生じた悩みや考えから、平常時に拠点や飼い主はどんな準備が必要なのか、今あるルールで十分なのか、発災時の対応をどうするか等を考えることが目的です。



拠点運営委員や飼い主を始め、様々な立場の方々（動物が苦手な人、ペット同行避難を知らない人等）にご参加いただくことで、今まで気づかなかった視点から拠点のルール作りを進めていくことができます。

H 避難所  
U 運営  
G ゲーム  
とは

避難所運営をみんなで考えるためのアプローチとして、静岡県が開発した図上訓練です。  
ゲームを通して具体的かつ実践的な避難所運営を疑似体験できます。  
カードに書かれた避難者等の情報から、発生したイベントへの対応をグループごとに話し合うなかで、参加者同士の交流や連帯感が生まれます。

各拠点においてゲームの実施を希望される際は、神奈川区役所生活衛生課にご相談ください。

(担当 神奈川区生活衛生課 連絡先 045-411-7143)

報告様式

ペットの一時飼育場所等 設定 (変更) 報告書

年 月 日

(提出先) 地域防災拠点参与

拠点名称 \_\_\_\_\_

御担当者 \_\_\_\_\_

御連絡先 \_\_\_\_\_

拠点でのペットの一時飼育場所を次の場所に 設定 (変更) しました。

ペットの一時飼育場所 設定(変更)場所の名称	_____ <hr/> <small>(記載例) 飼育小屋及び飼育小屋横広場</small>
---------------------------	---

図面や写真等場所が分かる資料を下の枠内に添付してください (別添可)。

(図面や写真等添付)

備考

## 災害時ペット対策に係るアンケート(実施期間:令和7年5月~7月)

(回答率: 134拠点/459拠点 29.2%)

## I 一時飼育場所について

① 一時飼育場所の設定状況 (R7.10月設定率: 84.3%)	回答数	134	1.設定	115	85.8%
			2.未設定	19	14.2%

- ② 設定場所
- ほとんどが屋外に設定
- ・校庭・グラウンド (33拠点)
  - ・飼育小屋 (21拠点)
  - ・校舎周辺 (校舎脇・裏など) (16拠点)
  - ・その他、体育館周辺、ピロティ、中庭、プール周辺、駐車場等

※屋内 (と思われるものを含む) 件数 5件  
校舎内、武道場、格技場通路など

③ 飼育ルールを定めているか	回答数	116	1.定めている	25	21.6%
			2.現在検討中	48	41.4%
			3.定めていない	43	37.1%

④ 一時飼育場所の設定にあたり 困っている (いた) こと	回答数	124	1.ない	13	10.5%
			2.ある	111	89.5%

↓「ある」の内訳 (複数選択あり)

ア.場所確保	43	34.7%
イ.資機材不足	65	52.4%
ウ.衛生面	75	60.5%
エ.住民理解	27	21.8%
オ.その他	48	38.7%

- オ.その他 (主な意見)
- ・ルール作り・周知・運営体制の不安 (10件)
  - ・季節 (夏の暑さ、冬の寒さ) / 荒天時対応 (6件)
  - ・アレルギー / 臭気 / 鳴き声などへの配慮 (4件)

- (特筆すべきもの)
- ・学校で飼育しているウサギへのストレス懸念
  - ・自治会内に動物病院がないため紹介希望
  - ・設定場所がマンション隣接で不安

## II 同室避難について

① 同室避難場所は必要だと思うか	回答数	130	1.必要	86	66.2%
			2.不要	44	33.8%

- 1.必要な理由 (主な意見)
- ・ペットは家族同然、精神的支え・安心 (31拠点)
  - ・希望者、飼育世帯が多い (5拠点)
  - ・飼い主と離れられない (分離恐怖症) (3拠点)
  - ・同室の方がケア、管理がしやすい (2拠点)

- (特筆すべきもの)
- ・車中避難の準備・啓発を促す意見
  - ・在宅避難を勧めたいとする意見

## 2.不要な理由

- ・スペース不足・場所確保が困難（7拠点）
- ・衛生面・アレルギーの問題（3拠点）
- ・人を優先すべき（2拠点）
- ・鳴き声・においの問題（1拠点）
- ・学校再開や運営上の困難（1拠点）

## ② 必要である場合、設置場所はどこが適切

回答数	<b>82</b>	1.拠点	<b>38</b>	<b>46.3%</b>
		2.拠点以外	<b>27</b>	32.9%
		3.両方必要	<b>17</b>	20.7%

- 1.拠点 (主な意見) ・近くが安心（5拠点）  
 ・管理、運営がしやすい（4拠点）  
 ・救援物資の配布、連絡面で拠点が適切（3拠点）
- 2.拠点以外 (主な意見) ・非飼育者の理解、アレルギー配慮（7拠点）  
 ・拠点にはスペースがない（3拠点）  
 ・学校再開、混乱回避（3拠点）
- 3.両方必要 (主な意見) ・条件次第でどこでもよい（3拠点）  
 ・拠点は短期間のみ、長期の場合は専門施設がよい（2拠点）  
 ・拠点が良いが不足、複数の場所が必要（2拠点）

- (特筆すべきもの) ・拠点近くの公園／商業施設駐車場／空き教室などの活用  
 ・学校は早期再開が必要で、拠点内も必要だが難しい

## ③ あなたの地域防災拠点に、同室避難場所を設置できるスペースはあるか

回答数	<b>123</b>	1.ある	<b>29</b>	23.6%
		2.ない	<b>78</b>	<b>63.4%</b>
		3.その他	<b>16</b>	13.0%

- 3.その他 (主な意見) ・教室の使用可否／学校の理解が必要（6拠点）  
 ・個人持込テント／屋外（公園・駐車場等）での対応（3拠点）  
 ・未検討、状況次第で設置を検討（4拠点）

## 【参考】地域防災拠点の状況

	4年度	5年度	6年度	R7.10月
一時飼育場所設定	176	219	377	387
(全459拠点中)	38.3%	47.7%	82.1%	84.3%
同行避難訓練実施	82	104	118	121
(全459拠点中)	17.9%	22.7%	25.7%	26.4%
飼育ルール策定	57	88	99	109
(全459拠点中)	12.4%	19.2%	21.6%	23.7%
飼い主の会結成	12	15	15	17
(全459拠点中)	2.6%	3.3%	3.3%	3.7%

## 誰もが安心して避難できる地域防災拠点づくり — 外国人住民への対応と男女ニーズの違いへの配慮 —

平素より、地域防災拠点の運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
当課では、国籍や性別にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

さて、市内在住外国人人口は、約 14 万人（人口の約 3%）となり、今後も増加傾向が見込まれます。外国人の方々が、地域防災拠点に避難してこられることも考えられます。事前に何を準備しておいたらよいか、実際に避難してきた時にどのような対応をしたらよいか、参考情報をご紹介します。（別紙 1）

また、災害時の避難生活においては、性別や立場の違いにより、必要とされる配慮や支援が異なることが、これまでの災害からも明らかになっています。こうした課題への理解を深め、誰もが安心して過ごせる避難所運営につなげていくため、「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」等を開催いたします。（別紙 2）

今後の地域防災拠点運営や訓練内容の検討等にあたり、少しでもお役に立てましたら幸いです。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

### <担当>

横浜市市民局国際平和・ダイバーシティ推進課

(別紙 1) 外国人との多文化共生に関する取組について

多文化共生担当 和田・浜田

TEL : 045-671-3826 FAX : 045-663-3431

Eメール : [sh-tabunka@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-tabunka@city.yokohama.lg.jp)

(別紙 2) 「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」等について

男女共同参画推進担当 津曲・濱

TEL : 045-671-2017 FAX : 045-663-3431

Eメール : [sh-danjo@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-danjo@city.yokohama.lg.jp)

地域防災拠点運営委員長のみなさま

## 地域防災拠点に外国人の方々が避難して来た時に備えて(案)

市民局国際平和・ダイバーシティ推進課 多文化共生担当

市内在住外国人人口は、約14万人(人口の約3%)となり、今後も増加傾向が見込まれます。外国人の方々が、地域防災拠点に避難してくることも考えられます。事前に何を準備しておいたらよいか、実際に避難してきた時にどのような対応をしたらよいか、参考情報をご紹介します。

### 1. 「私ができること・避難所ってどんなところ」(外国の方向け)のリーフレット(別紙1)

(日本語・英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語)

避難所のルールが記載され、外国の方が出来ることを記入するシートです。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/cityinfo/seisaku/kokusai/kyosei/tabunnkabousai.html>

横浜市ホームページ「[地域防災のヒント](#)」で検索できます

### 2. 「外国人とともに進める地域防災と災害のヒント」のリーフレット

外国の人が抱える課題や、翻訳アプリの紹介、やさしい日本語の事例などが記載されています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/cityinfo/seisaku/kokusai/kyosei/tabunnkabousai.html>

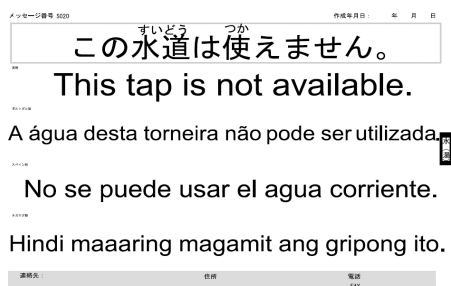
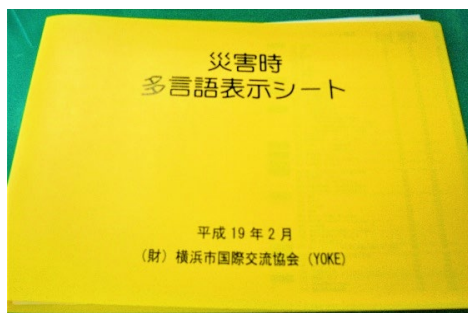
横浜市ホームページ「[地域防災のヒント](#)」で検索できます

### 3. 災害時多言語表示シート(地域防災拠点の備品)

各地域防災拠点の備品の中にあります。見つからず、配布を希望する場合は、6月末を目途に、区防災担当経由でご相談ください。

ウェブサイトから、その地域で必要な言語を選んで印刷することもできます。

<https://dis.clair.or.jp/open-data/dis-sheet/list/>「[災害時多言語表示シート検索](#)」で検索できます



【参考情報】(公益財団法人)横浜市国際交流協会(YOKE)の防災事業

出前講座やセミナーの実施を行っています(有料)。

詳細はこちら→ [https://www.yokeweb.com/bosai\\_koza/](https://www.yokeweb.com/bosai_koza/)「[日本人・外国人ともに進める地域防災](#)」で検索

連絡先: 市民局 国際平和・ダイバーシティ推進課 和田・浜田

TEL:045-671-3826 FAX:045-663-3431 Eメール:sh-tabunka@city.yokohama.lg.jp


あなたにできることがあったら、☑を入れて避難所の運営者の人に渡してください。


# わたくし 私ができること

ひなんじょうんえいしゃ  
避難所運営者のみなさんへ


わたくし なまえ  
私の名前は \_\_\_\_\_ です。

わたくし つぎ  
私は次のことができます。お手伝いします。


日本語を話すことができます 

通訳ができます 


(話すことができる言葉: \_\_\_\_\_ )


国の文化や背景を説明することができます 

(知っている国・地域 \_\_\_\_\_ )

料理を作ることができます 

介護のお手伝いができます 

子どもと一緒に遊ぶことが得意です 

荷物を運びます 

その他 ( \_\_\_\_\_ )

# 「避難所」ってどんなところ？

避難所は、誰でも行くことができる場所です。地震で家にいることができないときは、避難所へ行ってください。

**Q** 「避難所」はどのような場所ですか？



**A**

避難所は、地震などであなたの家が壊れて住むことができなくなったときに来て、生活する場所です。基本的に外国人も使うことができます。避難所では、過ごし方の決まりがあります。決まりを守ってください。横浜市では避難所のことを「地域防災拠点」と呼んでいます。

**Q** 「避難所」で何ができますか？



**A**

- ・泊まることができます
- ・食べ物や水をもらうことができます
- ・元の生活に戻るための情報をもらうことができます

**Q** 「避難所」は誰が作りますか？



**A**

「避難所」は、その地域の町内会の人たちが作る人が多いです。「避難所」は、みんなで協力して作ります。できることがあれば、あなたもお手伝いをしてください。

**Q** 「避難所」でどのように過ごしますか？

**A**

「避難所」に着いたら「避難者カード」にあなたの名前や住所などの情報を書きます。避難所では、次のことに気を付けて過ごしてください。



- 決められたスペースの中で過ごします
- 大きな声や騒音を出しません
- 食事をもらうときは、並んでください
- お年寄りや身体が不自由な人にやさしくしてください
- きれいに過ごせるように気をつけます
- 掃除など、みんなですることに参加します
- 避難所の決まりを守りましょう

男女ニーズの違いに配慮した防災研修について（依頼）  
～誰もが安心して避難生活を送るために～

性別や立場による被災状況や男女ニーズの違いに対応した防災の重要性について理解を深めることを目的に、以下の研修を開催いたします。本研修の周知のご協力及び研修へのご参加をお願いいたします。

過去の災害では、避難所において、性別や立場による被災状況の違いから、以下のような問題が発生しました。

【例】

- ・男女のニーズに対する配慮不足から、着替えや授乳スペースがないことや、子育て・介護中の家庭に必要な物資やケアが提供されないこと
- ・女性や子どもに対する性犯罪や性暴力の発生

内閣府の報告書によると、これらの問題は、避難所の運営者に女性が少ないことにより、避難所の環境改善に関する女性の意見が運営に反映されにくいことが要因の1つであるとされています。このような課題に向き合うためには、女性をはじめ、高齢者や障害者などの要配慮者や、その支援者が経験した災害時の困りごとを学び、誰もが安心して避難生活を送るために、どうしたら良いか考えておくことが大切です。

## 1 「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」について

詳細は6月下旬に市民局国際平和・ダイバーシティ推進課及び横浜市男女共同参画推進協会のホームページにてご案内します。

検索  横浜市男女ニーズの違いに配慮した地域防災

### (1) 研修概要

ア 日程・場所（3回とも同じ内容です。いずれかの回にご参加ください。）

第1回 令和8年8月8日（土）午後 場所：横浜市民防災センター

第2回 令和8年9月12日（土）午後 場所：磯子区役所

第3回 令和9年1月23日（土）午前 場所：中区役所

イ 対象者

地域防災拠点運営委員長、運営委員、その他関心のある方

ウ 定員

60名（先着）※男性の委員の皆様もぜひご参加ください。

エ 参加費

無料

### (2) 申し込み方法

横浜市電子申請システムまたはFAX（横浜市男女共同参画推進協会）でお申し込みをお願いします。（詳細はチラシをご覧ください。）

申し込み期間：令和8年7月1日（水）～



横浜市電子申請  
システム

次頁あり

### (3) 受講決定


第1回、第2回は申し込み完了をもって受講決定となりますので、当日会場までお越しください。第3回は1月にご案内をお送りします。

### (4) その他

8月8日(土)及び9月12日(土)は午前中に同会場にて、地域防災拠点運営研修も開催します。詳しくは、防災・危機管理統括本部地域防災課のホームページをご覧ください。

## 2 「女性の防災担い手研修」について

詳細は6月下旬に市民局国際平和・ダイバーシティ推進課及び横浜市男女共同参画推進協会のホームページにてご案内します。

検索  横浜市女性の防災担い手研修

### (1) 研修概要

ア 日程(全3回の連続講座のため、全日ご参加をお願いします)

令和8年9月29日(火) 午後

10月20日(火) 午後

11月10日(火) 午後

イ 場所

横浜市開港記念会館

(住所：横浜市中区本町1丁目6番地)

ウ 対象者

すべての区の地域防災拠点の運営委員や委員候補の女性

**※拠点運営委員長が2名までご推薦していただきますようお願いいたします。**

エ 定員

50名(応募者多数の場合は抽選) ※1拠点2名まで

オ 参加費

無料

カ 内容(質疑応答を含め3時間程度)(予定)

- ・男女ニーズの違いに配慮した地域防災の重要性について
- ・先進的な拠点の事例紹介、意見交換
- ・コミュニケーション・ファシリテーションスキルの向上
- ・地域で取り組みたい内容の検討等

## (2) 申し込み方法

横浜市電子申請システムまたはFAX（横浜市男女共同参画推進協会）でお申込みをお願いします。（詳細はチラシをご覧ください。）

申し込み期間：令和8年7月1日（水）～8月24日（月）



横浜市電子申請  
システム

## (3) 受講決定

受講可否は、9月10日頃までに郵送にてご案内します。

## 3 「防災出前講座」について

### (1) 趣旨

講師が自治会・町内会や地域防災拠点等に出向き、災害時の男女ニーズの違いの理解を目的とする「防災出前講座」を実施します。通常は有料で実施をしていますが、4拠点に限り無料で実施をします。（先着となりますので、ご希望の拠点は早めにお申し込みください。また、令和7年度に本事業による無料の出前講座を利用したことがない自治会・町内会や地域防災拠点等を優先とさせていただきます。）

#### 【防災出前講座の具体例】

- ・地域防災拠点訓練や会議等での男女ニーズの違いを踏まえた研修やワークショップの実施
- ・災害時の男女ニーズの違いを踏まえた地域防災拠点運営の助言

#### ア 日程

9月～1月頃 拠点の希望に応じ日程を調整

#### イ 対象

地域防災拠点運営委員会、自治会・町内会等  
全市で4拠点（自治会・町内会含む）

### (2) 申し込み方法

下記担当まで直接、お申込みください。

横浜市男女共同参画推進協会 経営企画室

電話 045-862-5141

Eメール koho@women.city.yokohama.jp

### (3) 申し込み期間

7月1日（水）～【枠が埋まり次第、募集終了となります】

【担当】 市民局国際平和・ダイバーシティ推進課 津曲・濱

電話 045-671-2017

Eメール sh-danjo@city.yokohama.lg.jp

参加費  
無料

- ✔ みんなが安心できる避難所運営のために、平時から備えたいと考える方へ
- ✔ 地域防災拠点における防犯対策や安心・安全の具体化を考えたい方へ

# 男女ニーズの違いに配慮した 防災研修

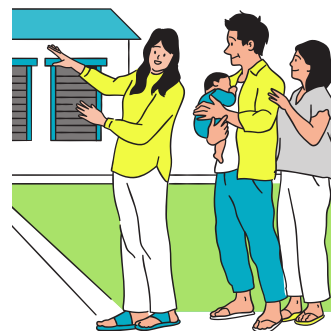
## 当日のプログラム

- **講義** 避難所運営にいかす男女共同参画の視点とは
  - **ワーク** 考えよう！男女ニーズの違いをいかした安心づくり
- 講師：横浜市男女共同参画センター職員

まずは地域防災拠点の訓練に参加してみませんか？



授乳スペースをご案内しますね



この研修では、性別・立場によって異なる被災状況やニーズの違いに着目し、みんなが安心できる地域防災拠点の運営に向けて、男女共同参画の視点を取り入れ、実践するポイントを解説します。講義とワークを通じて、平時の訓練や開設・運営マニュアルの見直しにいかせるよう学びを深めましょう。

🔍 横浜市 男女ニーズの違いに配慮した地域防災 × 本研修の概要は横浜市HPでもご確認いただけます。

## 日時／会場

3回とも同じ内容です。いずれかの日時にご参加ください。

**A** 8月8日(土)

14:00 ~ 16:00

横浜市民防災センター

**B** 9月12日(土)

14:00 ~ 16:00

磯子区役所

**C** 1月23日(土)

10:00 ~ 12:00

中区役所(本館)

## 対象／定員

地域防災拠点の運営委員長、運営委員／各回60人  
※その他関心のある方もぜひご参加ください。

## 申込方法

受付期間：7月1日(水)から12月25日(金)まで(先着順)  
※A・Bについては各開催日の3日前まで受付。以降はお電話でお問合せください。  
右の二次元コード「お申込みはこちら」より横浜市電子申請システムまたはFAX(受講申込書にFAX番号記載)でお申込みください。  
※A・Bを選択された方は、お申込み完了をもって受講決定となります。  
Cを選択された方には、1月に横浜市市民局よりメール(電子申請時のアドレス)または、地域防災研修事務局より受講案内を郵送します。

お申込みはこちら



問合せ先：☎ 045-862-5052

男女共同参画センター横浜(フォーラム) 地域防災研修事務局

提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

主催：男女共同参画センター横浜

**A** 2026年 8月8日(土)  
 会場:横浜市民防災センター

〒221-0844  
 横浜市神奈川区沢渡4-7  
 ・各線「横浜駅」西口徒歩10分

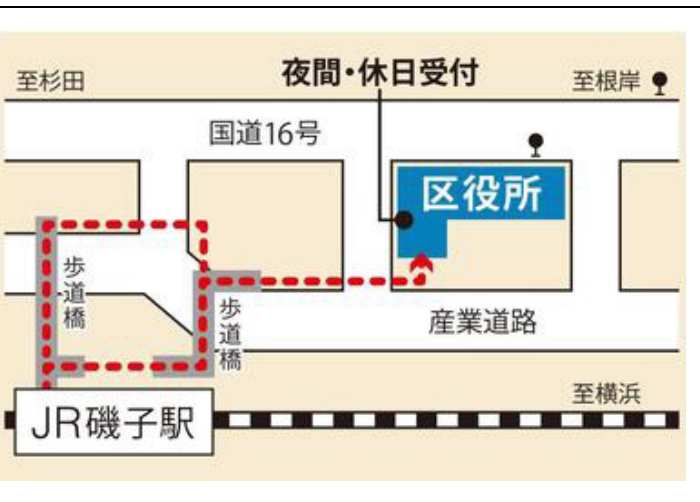
\*研修内容は各回共通です



**B** 2026年 9月12日(土)  
 会場:磯子区役所

〒235-0016  
 横浜市磯子区磯子3丁目5-1  
 ・JR根岸線「磯子駅」徒歩5分

\*研修内容は各回共通です



**C** 2027年 1月23日(土)  
 会場:中区役所(本館)

〒231-0021  
 横浜市中区日本大通35  
 ・JR根岸線「関内駅」南口徒歩7分  
 ・横浜市営地下鉄「関内駅」(1番出口)徒歩7分  
 ・みなとみらい線「日本大通り駅」(3番出口)徒歩4分

\*研修内容は各回共通です



**[荒天時の対応について]**

当日午前11:00の時点で横浜市域に下記いずれかが発令されている場合、研修を中止する場合があります。

1. 大雨警報と暴風警報両方が発令
2. 大雪警報が発令
3. 暴風雪警報が発令
4. 特別警報が発令(大雨、暴風、大雪、暴風雪)

中止等のお知らせについては、(公財)横浜市男女共同参画推進協会ホームページの「協会・3館のお知らせ」欄に掲出しますので、右記の二次元コードよりご確認ください。



## 男女ニーズの違いに配慮した防災研修 受講申込書

地域防災拠点名: 区 拠点

申込者名/役職:

電話番号:

■2026年度「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」の受講を申し込みます。

希望する日時 (1か所に○を記入)	参加者氏名	ご住所 (「C」の日時を選択した方のみ記入)	連絡がしやすい 電話番号
A・B・C	フリガナ:	〒	
A・B・C	フリガナ:	〒	
A・B・C	フリガナ:	〒	
A・B・C	フリガナ:	〒	

・定員は各回 60 名(先着)です。1つの地域防災拠点から複数名のお申込みが可能です。

・対象者: 地域防災拠点運営委員長、運営委員、その他関心のある方

・3回とも同じ内容です。A・B・Cのいずれかの日時にご参加ください。

A 2026年8月 8日(土) 14:00~16:00 場所: 横浜市民防災センター

B 2026年9月12日(土) 14:00~16:00 場所: 磯子区役所

C 2027年1月23日(土) 10:00~12:00 場所: 中区役所(本館)

・申込み先: 7月1日(水)~12月25日(金)

FAX(045-865-4671)で男女共同参画センター横浜宛てに送信  
又は右の二次元コードでも申込み可能です。

※「A」「B」については各開催日の3日前まで受付。以降はお電話でお問合せください。

※「C」を選択し、本受講申込書で申込みされた方には、1月中旬までに受講案内を郵送します。

※提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。



## ■研修全般に関するお問い合わせ

事務局: 男女共同参画センター横浜(地域防災研修事務局) 斎藤・高砂・山本

電話: 045-862-5052

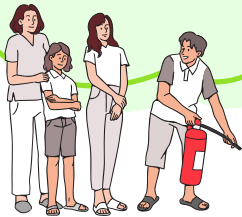
参加費  
無料

主催：男女共同参画センター横浜

対象・定員：横浜市内18区 地域防災拠点の運営委員や委員候補の  
女性／50人（1拠点2名まで）

# 「女性の防災担い手研修」

毎年の訓練だけど…  
積極的に参加してもらえよう  
工夫を聞いてみたいな…



様々な人と話し合う力やつながる取組は  
平時にも災害時にも大切なんだね。



着替えや授乳スペースは  
どこに設置するのがいいかな？



- ✓ 地域の防災訓練や運営にいかせるヒントがたくさん！
- ✓ グループワークでアイデアを出し合いながら参加者同士の交流も

様々な立場の人々が集まる避難所の安心づくりのためには「女性の視点」が重要です！  
市内の地域防災拠点の取組事例から学ぶとともに、災害時だけでなく日常生活にも役立つ「話し合う力」を仲間と一緒に身につけ、地域での取組に活かしませんか。

お申込みはこちら



第1回 9月29日 火 13:30～16:30

講義&amp;ワーク

安心できる避難所づくりとは？  
市内地域防災拠点の事例を聴く

第2回 10月20日 火 13:30～16:30

講義&amp;ワーク

学び実践する—もしものときにも  
平時にも大切な“話し合う力”

第3回 11月10日 火 13:30～16:30

講義&amp;ワーク

仲間とともに考える—地域で取り  
組みたいこと、やってみたいこと

申込  
方法

全3回の連続講座のため、すべての回のご参加をお願いします。

受付期間：7月1日(水) から 8月24日(月)まで

※応募者多数の場合は抽選。

受講可否を9月10日頃までに郵送にてご案内予定

地域防災拠点ごとに運営委員長から受講者2名まで  
をご推薦のうえ、右上の二次元コード「お申込みは  
こちら」より横浜市電子申請システムでWEB入力、  
または受講申込書をFAXでご送付ください。

会場

横浜市開港記念会館

(住所：横浜市中区本町1丁目6番地)

JR「関内駅」南口から徒歩10分

横浜市営地下鉄線「関内駅」1番出口から徒歩10分

みなとみらい線「日本大通り駅」1番出口から徒歩1分

問合せ先：045-862-5052

男女共同参画センター横浜（フォーラム）

地域防災研修事務局



提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

## 女性の防災担い手研修 受講申込書

【※横浜市内 18 区が対象です】

地域防災拠点名:	区	拠点
_____		
申込者名/役職:		
_____		
電話番号:		
_____		

■ 2026 年度「女性の防災担い手研修」への受講者として次の方を推薦します。

参加者氏名	ご住所	連絡がつきやすい電話番号
フリガナ:	〒	
フリガナ:	〒	

・対象者: **地域防災拠点の運営に関わる女性(各拠点から 2 名まで)**

・**全 3 回の講座に参加できる方をご推薦ください。**

・定員は 50 名 (応募者多数の場合は抽選) です。

・受講の可否は、9 月 10 日 (木) 頃までに郵送にてご案内します。

※2025 年度「女性の防災担い手研修」にご参加の方は、今年度はご参加いただくことができません。

同じ地域防災拠点から初めてのご参加の方を推薦していただくことは可能です。

・申込み先: 7月1日(水) ~ 8月24日(月)

FAX (045-865-4671) で男女共同参画センター横浜宛てに送信

又は右の二次元コードでも申し込み可能です。

※提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。



### ■ 研修全般に関するお問い合わせ

事務局: 男女共同参画センター横浜 (地域防災研修事務局) 齋藤・高砂・山本

電話: 045-862-5052

# 地域で備えておきたいこと

災害時には、福祉避難所に頼れない場合もあり、地域防災拠点において引き続き、要援護者の支援にご協力いただく場合が想定されます。そのため、地域で備えておきたいことを確認しましょう。



本リーフレットを活用して、福祉避難所の役割と対象者を知る。



日頃から地域で検討している災害時の要援護者への対応を再度確認する。



必要に応じて災害時の要援護者への対応を見直す。

例えば、

- 要援護者が避難してくることを想定して、地域防災拠点の要援護者スペースの運用を確認する。
- 「災害時要援護者支援ガイド」を参考に、要援護者一人ひとりの状況に合わせた支援を確認する。
- 地域の要援護者の状況を把握するためにも、要援護者本人や家族等の支援者も参加できる避難訓練や地域防災拠点訓練を実施する。



「災害時要援護者支援ガイド」  
はこちら

## 問合せ先（市外局番はいずれも「045」です。）

■ 制度に関するお問合せ 健康福祉局福祉保健課 電話番号:671-4056 FAX番号:664-3622

■ 各区の福祉避難所に関するお問合せ（各区高齢・障害支援課）

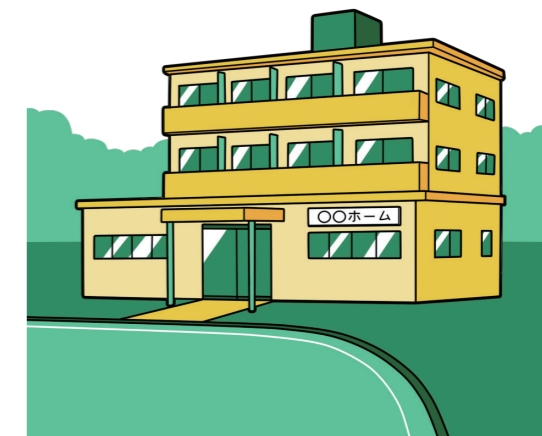
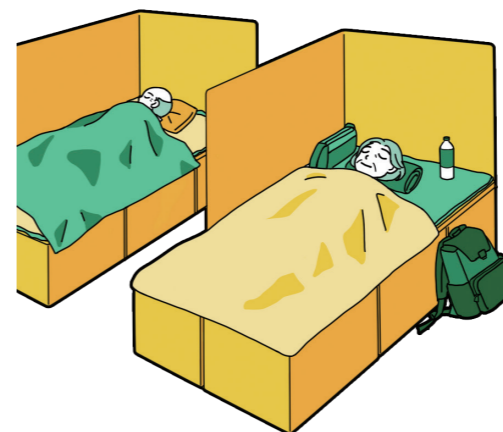
区名	電話番号	FAX番号	区名	電話番号	FAX番号	区名	電話番号	FAX番号
鶴見	510-1770	510-1897	保土ヶ谷	334-6381	331-6550	青葉	978-2444	978-2427
神奈川	411-7097	324-3702	旭	954-6115	955-2675	都筑	948-2301	948-2490
西	320-8493	290-3422	磯子	750-2490	750-2540	戸塚	866-8429	881-1755
中	224-8161	224-8159	金沢	788-7868	786-8872	栄	894-8539	893-3083
南	341-1136	341-1144	港北	540-2317	540-2396	泉	800-2430	800-2513
港南	847-8454	845-9809	緑	930-2315	930-2310	瀬谷	367-5717	364-2346

地域防災拠点の運営に携わる人に

# 福祉避難所の

# 知ってほしいこと

～地域の協力が必要となることがあります～



令和8年3月 横浜市健康福祉局福祉保健課 横浜市

# 福祉避難所の知ってほしいこと

## 1.福祉避難所とは？

地域防災拠点に避難された人のうち、地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された人を受け入れるための二次的な避難所です。**(直接避難はできません。)**

高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設等を福祉避難所として指定しており、区役所の要請により開設します。

## 2.福祉避難所に避難できる人

高齢者や障害児・者、妊産婦などの要援護者のうち、区役所から派遣される保健師等の専門職により福祉避難所への避難が必要と判断された人が対象※となります。

※対象となった人でも福祉避難所の開設状況によっては避難できない場合があります。

- 要援護者の例**
- 認知症など支援の必要な高齢者
  - 身体障害のある人(肢体・聴覚・視覚・内部障害など)
  - 知的障害のある人
  - 発達障害のある人(自閉症など)
  - 精神障害のある人
  - 乳幼児、妊産婦 など

## 3.福祉避難所への避難の流れ

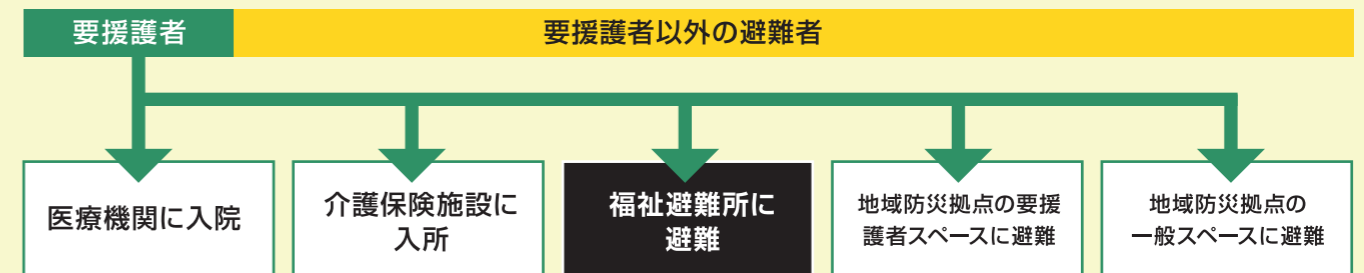


※時期は目安です。建物や施設職員の被災状況等により、開設時期が変わる場合や開設自体難しい場合があります。  
※母子専用型福祉避難所については運用が異なる場合があります。

## 受入人数に限りがあるため状況に応じた支援を行います

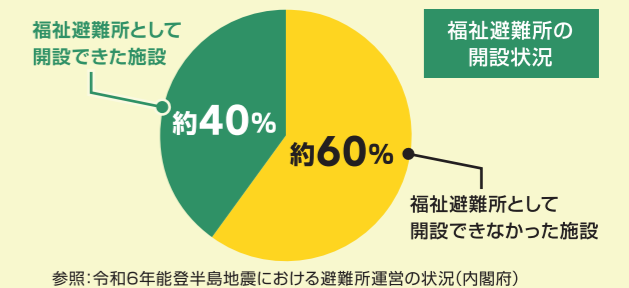
福祉避難所に避難できるのは地域防災拠点に避難している要援護者のうち、より支援の必要性が高いと区役所が判断した人です。引き続き地域防災拠点で避難生活を送る要援護者もいます。

[地域防災拠点の避難者]



## 被災状況により開設できない場合があります

令和6年1月に発生した能登半島地震では、建物や設備の被害や人員不足などにより、福祉避難所として開設できた施設は、想定約4割でした。福祉避難所は施設職員の協力により開設・運営されるため、被害状況によっては、福祉避難所として開設できない場合があります。



## 開設には一定の時間が必要です

福祉避難所は施設職員の協力により開設されます。発災時には、まず、普段からの施設利用者の安全確保及び施設の安全確認を行うため、開設には時間がかかります。



※時期は目安です。建物や職員の被災状況等により、開設時期が変わる場合や開設自体難しい場合があります。

発災時の要援護者対応は福祉避難所だけでなく、地域の皆様の協力が必要となる場合があります。